

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」、「成長戦略等のフォローアップ」（2023 年 6 月 16 日閣議決定）

新しい資本主義実現会議において、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義の実現に向けた施策の議論を経て、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023 改訂版」及び「成長戦略等のフォローアップ」が策定された（2023 年 6 月 16 日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙 1 参照）。

なお、同会議での議論を踏まえ、政府全体で「成長と資産所得の好循環」の実現を目指す「資産所得倍増プラン」が策定された。（2022 年 11 月 28 日）

II 「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（2023 年 6 月 16 日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」（骨太方針 2023）が取りまとめられた（2023 年 6 月 16 日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙 2 参照）。

III 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」（2022 年 12 月 23 日閣議決定）

地方からデジタルの実装を進め、新たな変革の波を起こし、地方と都市の差を縮めていくことで、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、「デジタル田園都市国家構想基本方針」で定めた取組みの方向性に沿って、目指すべき中長期的な方向について、達成すべき重要業績評価指標（KPI）と併せて示すとともに構想の実現に必要な施策の内容やロードマップ等を示した「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が策定された（2022 年 12 月 23 日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙 3 参照）。

IV 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(2023 年 6 月 9 日閣議決定)

デジタル庁を司令塔として、デジタル社会の実現に向けて政府が迅速かつ重点的に実施すべき施策を明記し、各府省庁が取り組む構造改革や個別の施策等を示す観点から、「デジタル社会の実現に関する重点計画」が改定された（2023 年 6 月 9 日閣議決定、金融庁関連の主な施策については別紙 4 参照）。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(令和5年6月16日閣議決定) における金融庁関連の主要施策

(別紙1)

IV. GX・DX等への投資

2. GX・エネルギー安全保障

- サステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備

5. DX

- (1) Web3.0の推進に向けた環境整備
- 暗号資産に係る税制上の取り扱いについて、法令上・会計上の在り方を含め、検討

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進

2. スタートアップ育成5か年計画の推進

- (5) スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化
- 株式投資型クラウドファンディングの活用に向けた環境整備
 - 未上場株の取引環境の整備
 - 銀行等によるスタートアップへの融資促進(出資要件の緩和等)
 - 特定投資家私募制度等の見直し
- (6) オープンイノベーションの推進
- M&Aを促進するための国際会計基準(IFRS)の任意適用の拡大

3. 事業不振の場合の総合的な支援策と事業再構築・事業承継等を含めた退出の円滑化

- (3) 企業の事業性に着目した資金調達
- 「事業成長担保権」の検討・早期の法案提出を目指す

VI. 社会的課題を解決する経済社会システムの構築

1. インパクトスタートアップに対する総合的な支援策

- インパクトスタートアップや投資家等が集うコンソーシアム設置
- インパクト投資に関する基本的指針の策定及び案件の創出

VII. 資産所得倍増プランと分厚い中間層の形成

1. 資産所得倍増プランの推進

- (3) NISA制度
- NISAの手續の簡素化、新しいNISA制度の開始に向けた対応
- (5) 消費者に対して中立的で信頼できるアドバイスの提供を促すための仕組みの創設
- (7) 金融経済教育の充実
- 金融経済教育推進機構の設立とともに、官民連携して地方を含めた金融経済教育の推進体制を整備
- (8) 世界に開かれた国際金融センターの実現
- 「世界・アジアの国際金融ハブ」としての地位を目指す
- (9) 金融資本市場の活性化
- コーポレートガバナンス改革の実質化
 - 人的資本に関する開示ルールを整備、国際ルールの形成
 - アジアにおけるGX金融ハブの形成
 - 市場インフラの強化
 - 銀証ファイアウォール規制の見直しの検討
- (10) 金融行政・税制のグローバル化
- (12) 顧客本位の業務運営の確保

2. 資産運用立国に向けた取組の促進

- 資産運用会社やアセットオーナーのガバナンスの改善・体制強化、国内外の資産運用業者の新規参入の支援拡充等
- これらを含む具体的な政策プランを年内に策定

VIII. 経済社会の多極化

1. デジタル田園都市国家構想の実現

- (1) デジタル田園都市国家の実現に向けた基盤調整・中山間地の生活環境改善
- 大企業人材プラットフォームを活用し、地域金融機関によるマッチングを強化

経済財政運営と改革の基本方針 2023

加速する新しい資本主義 ～未来への投資拡大と構造的質上げの実現～

〔令和 5 年 6 月 16 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

第 2 章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的質上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

(家計所得の増大と分厚い中間層の形成)

(略) 2,000 兆円の家計金融資産を開放し、持続的成長に貢献する「資産運用立国」を実現する。そのためには、家計の賃金所得とともに、金融資産所得を拡大することが重要であり、i D e C o (個人型確定拠出年金) の拠出限度額及び受給開始年齢の上限引上げについて 2024 年中に結論を得るとともに、N I S A (少額投資非課税制度) の抜本的な拡充・恒久化、金融経済教育推進機構の設立、顧客本位の業務運営の推進等、「資産所得倍増プラン」を実行する。加えて、資産運用会社やアセットオーナーのガバナンス改善・体制強化、資産運用力の向上及び運用対象の多様化に向けた環境整備等を通じた資産運用業等の抜本的な改革に関する政策プランを年内に策定する。

2. 投資の拡大と経済社会改革の実行

(1) 官民連携による国内投資拡大とサプライチェーンの強靱化

(略) また、海外からヒト、モノ、カネ、アイデアを積極的に呼び込むことで我が国全体の投資を拡大させ、イノベーション力を高め、我が国の更なる経済成長につなげていくことが重要である。対内直接投資残高を 2030 年に 100 兆円とする目標の早期実現を目指し、半導体等の戦略分野への投資促進、アジア最大のスタートアップハブ形成に向けた戦略、特別高度人材制度 (J-Skip) や未来創造人材制度 (J-Find) の創設、技能実習制度や特定技能制度の在り方の検討等を含む高度外国人材等の呼び込みに向けた制度整備、国際金融センターの機能強化、投資喚起プロモーション・世界への発信強化などを含む「海外からの人材・資金を呼び込むためのアクションプラン」を早期に実行し、我が国経済の持続的成長や地域経済の活性化につなげる。

(2) グリーントランスフォーメーション (GX)、デジタルトランスフォーメーション (DX) 等の加速

(グリーントランスフォーメーション (GX))

(略) GX 投資を支えるファイナンスについて、日本をアジアにおける GX 投資のハブとすべく国際金融センター機能を強化する。グリーン・ファイナンスの拡大、トランジション・ファイナンスに対する国際的な理解醸成へ向けた取組の強化を図るとともに、公的資金と民間資金を組み合わせた金融手法 (ブレンデッド・ファイナンス) を開発・確立する。加えて、T C F D 等に基づく開示の質と量の充実を含めたサステナブルファイナンス全体を推進するための環境整備を図

る。

（デジタルトランスフォーメーション（DX）、AIへの対応）

（略）分散型のデジタル社会の実現に向け、利用者保護等にも配慮しつつ、Web3.0に係るトークンの利活用やコンテンツ産業の活性化に係る環境整備、担い手やアイデアの裾野の拡大に必要な取組などを行う。

我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与するデジタル社会の形成に向け、デジタル庁を中心に、政府全体で、重点計画に基づき、デジタル3原則を基本原則としつつ、行政のデジタル化を着実に推進する。

デジタル社会のパスポートとしてのマイナンバーカードについて、政府が一丸となって制度の安全と信頼の確保に努めるとともに、ほぼ全国民に行き渡った状況を踏まえつつ、今後は官民様々な領域での利活用シーンの拡大などマイナンバーカードの利活用等促進に取り組む。

（略）CBDCについて、政府・日本銀行は、年内目途の有識者の議論の取りまとめ等を踏まえ、諸外国の動向を見つつ、制度設計の大枠を整理し、発行の実現可能性や法制面の検討を進める。

（3）スタートアップの推進と新たな産業構造への転換、インパクト投資の促進

（スタートアップの推進と新たな産業構造への転換）

（略）また、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化を図るため、ベンチャーキャピタルへの公的資本の有限責任投資、ベンチャーキャピタルとも連携した事業開発等の支援の更なる推進、SBIR制度による支援の推進とスタートアップの実態を踏まえた運用改善、エンジェル税制の活用促進、株式投資型クラウドファンディングの環境整備、未上場株の取引環境の整備、特定投資家私募制度等の見直し等に取り組む。さらに、既存大企業によるオープンイノベーションを推進するため、オープンイノベーションを促すための税制措置に関する検討、公募増資ルールの見直し、大企業が有する経営資源のカーブアウトの加速等を行うとともに、多数決により金融債務の減額を容易にする事業再構築法制の整備を進める。

これらに併せて、企業の参入・退出の円滑化やスタートアップ育成の観点から、規制改革の推進、知的財産の保護・活用の推進等に取り組むとともに、経営者が事業不振の際、M&A・事業再構築・廃業等を早期に相談できる体制の確立や、事業成長担保権の創設を含め、経営者保証に依存しない融資の拡大を図る。

（インパクト投資の促進）

インパクト投資の促進等を通じ社会的起業家（インパクトスタートアップ）への支援を強化し、社会的起業家のエコシステムの整備を図る。社会的起業家の認証制度を早期に創設し、認証企業に対し公共調達の特典措置を導入する。民間で公的役割を担う新たな法人形態について検討を進める。寄附性の高い資金を呼び込むため、公益法人の事業変更認定手続や公益信託の受託者要件の見直しを行う。休眠預金等活用制度における出資の実現に向けた取組を進める。複数年度の案件形成支援や予算の戦略的活用により、SIBを含む成果連動型民間委託契約方式（PFS）の

一層の拡大を図る。インパクト投資の普及に向けた基本的指針を年度内に策定し、インパクト指標や事例等を具体化するコンソーシアムの設置について必要な措置を講ずる。また、専門家派遣事業等の検討、個人投資家とつなぐビークルの早期の枠組み整備などインパクト投資促進のための総合的な支援策を推進する。

（資産運用立国・国際金融センター等の実現）

2,000兆円の家計金融資産を開放し、日本の金融市場の魅力を向上させ、世界の金融センターとしての発展を実現すべく、取組を進める。企業価値向上に向けて、コーポレートガバナンス改革の実質化に取り組む。アジアにおけるGX金融ハブを形成すべく、CO₂排出量を含む企業データの集約やASEAN等で官民関係者が参画する「アジアGXコンソーシアム（仮称）」の組成などの取組を進める。さらに、地域でのGX投融資を促すため、地方自治体と地域企業、金融機関等による推進協議体の設置等を支援する。金融行政・税制のグローバル化の観点から、拠点開設サポートオフィス及びFinTechサポートデスクの機能と体制を強化するとともに、「国際金融ハブ」に向けた税制上の諸課題について把握し、必要な見直しに向けた対応を行う。また、銀証ファイアウォール規制の在り方につき検討を行う。さらに、「資産運用立国」の実現を目指し、資産運用業等の抜本的な改革の一環として、日本独自のビジネス慣行・参入障壁の是正や、新規参入に係る支援の拡充等を通じた競争の促進に取り組む。これら一連の取組につき、海外主要メディアへの広報チャンネル拡大や、集中的に海外金融事業者を日本に招致する「Japan Week（仮称）」の立ち上げを含む国内外でのプロモーションイベントの開催等、情報発信を効果的・戦略的に実施する。

また、企業のノウハウや顧客基盤等の知財・無形資産を含む事業全体を担保に資金調達できる法制度（「事業成長担保権」）を検討し、早期の法案提出を目指す。消費者にとって利用しやすい金融サービスや手続を網羅的に点検し、消費者の利便性向上の観点から必要なものについて改善を求める。

4. 包摂社会の実現

（女性活躍）

女性版骨太の方針2023に基づき、L字カーブの解消に資するよう、女性活躍と経済成長の好循環の実現に向けて、プライム市場上場企業を対象とした女性役員に係る数値目標の設定やその達成を確保する仕組みの導入など女性登用の加速化、女性起業家の育成・支援等を進めるとともに、多様な正社員の普及促進や長時間労働慣行の是正、投資家の評価を利用した両立支援等の多様な柔軟な働き方の推進、仕事と家庭の両立に向けた男性の育児休業取得の促進やベビーシッター・家事支援サービス利用の普及、男女間賃金格差の更なる開示の検討、女性の視点も踏まえた社会保障制度・税制等の検討、非正規雇用労働者の正規化や処遇改善、女性デジタル人材の育成、地域のニーズに応じた取組の推進、就業支援や養育費の確保を含めたひとり親家庭支援など女性の所得向上・経済的自立に向けた取組を強化する。（略）

（中堅・中小企業の活力向上）

（略）さらに、感染症の影響等への対応で債務が増大している中小企業等の収益力改善・事業

再生・再チャレンジの支援を強化する。具体的には、官民金融機関や信用保証協会等による経営支援の強化、返済猶予等の資金繰り支援、資本金劣後ローンの活用等を通じた資本基盤の強化、債務減免を含めた債務整理等に総合的に取り組む。地域交通や観光・宿泊業等の事業再生等を重点的に支援する。加えて、早期の事業再生等を促す環境を整備するため、経営者保証に依存しない融資慣行を推進する。

第3章 我が国を取り巻く環境変化への対応

1. 国際環境変化への対応

(5) 対外経済連携の促進、企業の海外ビジネス投資促進

(対外経済連携の促進)

(略) 途上国の債務問題に対処し、また、金融システムの強化に向けた国際的な議論(注)に貢献する。

(注) 金融安定理事会(FSB)等における議論。

3. 国民生活の安全・安心

良好な治安確保のため、関係府省庁間で連携し、テロの未然防止やインテリジェンス機能の強化を含むサイバーセキュリティ対策、有事に備えた国民保護施策、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策等を推進する。(略)

(以 上)

デジタル田園都市国家構想総合戦略

〔令和 4 年 12 月 23 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

第 2 章 デジタル田園都市国家構想の実現に必要な施策の方向

1. 取組方針

(3) デジタル人材の育成・確保

④ デジタル人材の地域への還流促進

(現状と課題)

デジタル田園都市国家構想の実現に向けては、各地域において、デジタル人材の育成・確保を行うとともに、特に高度なデジタル技術が駆使できるような、いまだ希少なデジタル人材を地域の課題解決に参画させるため、地方へのデジタル人材の還流を促進していくことが重要である。

(施策の方向)

地域企業等において、デジタル人材の確保に向けた取組を進めるために、地域企業の経営課題解決に必要なデジタル人材等のマッチング支援を強化していく。具体的には、プロフェッショナル人材のマッチングで高いノウハウと実績を有するプロフェッショナル人材戦略拠点と、取引先とのネットワークを有し地域企業の経営課題等に精通する地域金融機関、大企業の人材プラットフォームを整備する株式会社地域経済活性化支援機構（以下「REVIC」という。）が緊密に連携して行う取組を強化する。また、地方からデジタル実装を進めるためには、地域においてイノベーションを担うスタートアップにも人材が適切に供給される必要がある。こうした観点から、プロフェッショナル人材戦略拠点及び地域金融機関に加え、スタートアップの実情を把握するベンチャー・キャピタルやスタートアップ専門の職業紹介事業者等とも連携して人材マッチングを支援する。

さらに、デジタルを活用した地域の社会課題解決を実現するため、その中核的な役割を担う地方公共団体に対しても、高いスキルを有する外部人材の派遣が促進されるよう、民間事業者等とも連携しながら取組を推進する。

加えて、地方創生移住支援事業により、デジタル人材等の地方移住を支援するとともに、地方創生起業支援事業により、デジタル等を活用した地域の社会課題の解決を目指す起業等を支援する。

これらの取組を「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」として期限を区切って集中的に実施し、地域へのデジタル人材等の還流、地域人材市場の育成及びマッチングビジネスの早期市場化・自立化を図る。

第4章 各分野の施策の推進

2. 分野別の施策の推進

(1) デジタルの力を活用した地方の社会課題解決・魅力向上

①地方に仕事をつくる

ア 地域資源・産業を生かした地域の競争力強化

ii 地域企業の生産性革命の実現に向けた重点支援

【具体的取組】

(e)事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

- ・「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日公表）及び「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」（令和元年12月20日中小企業庁公表）の活用等を通じ、経営者保証に依存しない融資慣行を確立していくとともに、円滑な事業承継を促す。

（金融庁監督局総務課監督調査室、中小企業庁事業環境部金融課）

(j)地域企業を支援する体制の構築

- ・関係省庁や地方支分部局、地方公共団体、地域金融機関、企業等とのネットワーク機能を活用し、地域企業の価値創造や課題解決等に向けた「つなぎ役」を果たすほか、公務員や金融機関職員、企業関係者等の連携・交流の推進に取り組み、地方創生を担う企業等の取組を支援する。

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、金融庁監督局総務課地域金融支援室、財務省大臣官房地方課）

- ・一部の金融機関を対象に、法人企業貸出に係る高粒度データを試行的に収集し、企業個社の外部データと紐付け、感染症や資源高・原材料高が企業セクターに与える影響等について詳細な分析を行い、その結果を活用しながら金融機関と対話をすること等を通じて、企業への金融面での支援を促す。

（金融庁総合政策局リスク分析総括課）

- ・地域企業の成長・生産性向上を実現するため、地域金融機関がAIなどのデジタル技術を活用し、事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究を実施する。

（金融庁監督局銀行第二課地域金融企画室）

(k)参入海外金融事業者向け情報発信事業

- ・法人設立、金融業の登録、在留資格、生活環境等に関する情報を集約した、国際金融センター専用ウェブサイトの利便性向上や、更なる情報発信強化に努めていく。

（金融庁総合政策局総合政策課）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組 内容	・ 経営者保証に依存しない融資慣行の確立及び円滑な事業承継の促進		
	・ 関係機関のネットワークを活用した連携の推進による、地方創生を担う企業等の取組の支援		
	・ 高粒度データの収集・分析、分析結果も活用した金融機関との対話、対象金融機関の拡大		
	・ 事業者支援を効率的・効果的に実施していくために必要な調査・研究の実施	調査・研究を踏まえた事業者支援の促進	
	(k)海外金融事業者への情報発信の強化		

②人の流れをつくる

ア 地方移住・移転の推進

i 地方移住の推進

【具体的取組】

(b)地方の仕事に従事する機会の拡大

- ・ REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。

(内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室)

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
--	---------	---------	--------------

取組 内容			
	・ 地域企業への経営人材マッチングの促進		

（３）デジタル人材の育成・確保

④デジタル人材の地域への還流促進

ア 「デジタル人材地域還流戦略パッケージ」の推進

【具体的取組】

(c)地域企業のデジタル人材のマッチング支援

- ・ REVIC が行う「地域企業経営人材マッチング促進事業」による、大企業人材と地域企業をつなぐ人材プラットフォームの整備及び経営人材を確保した地域企業への給付等を通じ、転籍や副業・兼業、出向といった様々な形でのマッチングを推進するなど、地域金融機関の人材仲介機能の強化を図ることで、「先導的人材マッチング事業」や「プロフェッショナル人材戦略拠点」を通じた、地域企業の経営人材の確保を加速させ、地域企業によるデジタルを活用した成長・生産性向上の実現を目指す。【再掲】

（内閣官房デジタル田園都市国家構想実現会議事務局、内閣府地方創生推進室、金融庁監督局総務課人材マッチング推進室）

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組 内容			
	・ 地域企業への経営人材マッチングの促進 ・ 地域企業のデジタル人材のマッチング支援		

4. デジタル実装の基礎条件整備に係る施策間連携・地域間連携の推進

(1) デジタル基盤の整備

【具体的取組】

(b) デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）

- ・ デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定に当たっては、例えば、地域においてデジタル社会実装基盤を活用してサービスを提供しようとする事業者等が存在するか、当該サービスが持続的に提供され得るか、地域経済への波及効果が見込まれるか、といった点も踏まえ、官民が適切な役割分担の下でデジタル社会実装基盤の整備を進めていくことが想定される。最終的に目指すべきゴールは、首都圏や一部都市圏だけではなく、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備することで、各地域がデジタル化の恩恵を享受でき、地域社会・経済の発展につながっていくことにある。例えば、人口減少・高齢化の進行する地域における人流・物流に係るサービスの維持・発展を実現するためには、ドローンを使った生活必需品の配送、自動運転によるデマンド交通サービス等の継続的提供が欠かせない。これらのサービスの継続的提供を支えるためには、情報処理・情報通信等のハードインフラにとどまらず、ドローン等の運航に必要となる地物・気象等の情報を統合した3次元空間情報基盤等のソフトインフラや、地域を越えて安全・安心なサービスの提供を担保するための認定・認証制度等のルール整備が必要となるが、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の目指すべきゴールは、これらの地域横断的な課題解決が必要となる分野において、複雑なシステムやルールの全体像を俯瞰した上で最適な社会システムの見取り図を作成し、時間軸・空間軸を意識しつつ、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤を整備していくことにある。なお、3次元空間情報基盤の整備は、これまで2次元で行ってきた国土管理やインフラ（電力・ガス・情報通信・水道等）の管理を3次元での管理にアップデートするものであり、新たな基盤インフラとしても防災等の多様な分野においても利活用が期待されるため、各セクターにおいて、取組の現状を踏まえつつ、必要に応じて今後検討を深めていく。
- ・ デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるルール面での取組として人流・物流等のDXを実現すべく、安全性と両立する形でイノベーションを促進するアジャイルガバナンス（様々な社会システムにおける設計及び運用のサイクルを、マルチステークホルダーで継続的かつ高速に回転させていくガバナンスモデル）の社会実装も進めていく。具体的には、マルチステークホルダーで機動的にガバナンスを行う仕組みとして、運用パフォーマンスベースで

各ステークホルダーが安全をマネジメントする仕組みやそれを促すインセンティブを要する保険の開発・普及等を行う。なお、これらの検討に際しては、既存ルールの趣旨・効用等を考慮した上でデジタル社会に最適なルールを設計し、地域の自主性も尊重しながら、必要な措置を講じていくことが重要である。また、デジタル臨時行政調査会において、活用可能なデジタル技術及びサービスを整理したテクノロジーマップ及び技術カタログを整備・更新するとともに、デジタル化の制約となる規制の見直しを進めていく。

- ・デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）におけるデジタル社会実装基盤とは、情報処理、情報通信、エネルギー、交通・物流に関するインフラ等のハードインフラに加え、アプリケーション、データ連携、データ、クラウド等のソフトインフラや、技術仕様・制度等に関するルールも含めたものを指す。デジタル社会実装基盤は、地域におけるビジョン、ユースケースからバックキャストし、どれだけのスペックのものが必要とされているかを特定した上で、地域ごとにレジリエンスの観点や再生可能エネルギーの拡張性のある環境等も踏まえつつ全国での最適整備を進めていくことが必要となる。また、デジタル社会実装基盤については、規格等がバラバラになると投資が進まないおそれがあるため、標準化や公有資産の民間活用等も検討する。その際、デジタル社会実装基盤やサービスの稼働率を上げることが極めて重要であるところ、インフラシェアリング（インフラを複数の事業者で共同利用すること）や、モビリティ領域におけるマルチパーパス（一度の運行で複数の目的を達成すること）等の取組を推進する必要がある。また、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の策定については、デジタル田園都市国家インフラ整備計画等の既存計画や施策との整合性を確保しながら検討を進めていく。さらに、計画の策定で終わらないように、関係省庁等が参加するデジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）の実行状況・実行方針を確認するためのフォローアップを行う会議体も併せて整備し、官民が適切な役割分担の下で各構成要素の整備に取り組むことで、地域の自主性も尊重しながら、全国津々浦々にデジタル社会実装基盤整備を完遂する。

表 デジタル社会実装基盤（例）

	項目	具体例
ソフト	アプリケーション	オープンソースソフトウェア、共通 API 等
	データ連携（データスペース含む）	三次元空間情報基盤、次世代取引基盤、モビリティデータ基盤、資源循環情報流通プラットフォーム等

	データ	3D 都市モデル、気象データ、衛星データ、ダイナミックマップ、ドローン・空飛ぶクルマ航路等
	クラウド	ハイブリッドクラウド、超分散クラウド等
ハード	情報処理に関するインフラ	次世代コンピュータ、データセンター、MEC 等
	情報通信に関するインフラ	通信網（5G 基地局、信号 5G、海底ケーブル等）等
	エネルギーに関するインフラ	スマートメーター、蓄電池、送配電網、充電器等
	交通・物流に関するインフラ	スマートポール、モビリティハブ、物流センター等
ルール	技術仕様に関するルール	識別子、データ項目、トラスト等
	制度に関するルール	デジタルを制約する規制の改革、データガバナンスルール、認定・認証制度等

※上記の表における具体例については、データセンター等、複数の項目に跨るものがあるものの、便宜的に一つの項目に記載している。

・現在、（独）情報処理推進機構に設置したデジタルアーキテクチャ・デザインセンター（DADC）において、産学官からリーダーシップや高度な専門性を有する参加者を募り、前記の各領域について社会システムの見取り図を作成し、社会実装に向けた取組を進めている。例えば、人流・物流に関して、自動運転車、ドローン、空飛ぶクルマ、サービスロボットといった自律移動ロボットに関わるモビリティ領域、屋内でもシームレスにヒトやモノの流れを円滑にするスマートビル領域及びこれらの領域を横断して必要となる空間情報領域について、関係機関等とも連携しつつ、社会実装に向けた実証等に取り組んでいる。また、地域企業の事業生産性を向上させるとともに、脱炭素社会や循環経済、人権の尊重といったサステナビリティに関する価値観の実現に向けた各種社会要請への対応が求められる商流・金流に関して、企業間取引に関する領域（契約・決済、サプライチェーン）についても、同様の取組を進めている。これらの取組を更に加速するとともに、デジタル社会実装基盤全国総合整備計画（仮称）策定に当たっても、これまで DADC に蓄積されてきた知見・人財を最大限活用し、DADC 中心に産学官が共創して、検討を具体化していく必要がある。同時に、（独）情報処理推進機構に蓄積された DX 推進施策やデジタル人材育成の知見を、更なる DX 促進のために活用していく。

（警察庁長官官房技術企画課、交通局交通規制課、金融庁監督局銀行第一課、デジタル庁国民向けサービスグループモビリティ班、企業間取引班、デジタル臨時行政調査会事務

局、総務省情報流通行政局情報通信政策課、総合通信基盤局総務課、経済産業省産業技術環境局資源循環経済課、製造産業局自動車課、ロボット政策室、次世代空モビリティ政策室、商務情報政策局情報経済課、サイバーセキュリティ課、情報技術利用促進課、情報産業課、商務・サービスグループ物流企画室、資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部新エネルギーシステム課、電力・ガス事業部電力産業・市場室、電力基盤整備課、国土交通省都市局都市政策課、国土地理院地理空間情報部)

■工程表

	2023 年度	2024 年度	2025～2027 年度
取組 内容	(b)デジタル社会実装基盤全国総合整備 計画（仮称）の策定	地方ごとの計画 の策定	会議体における フォローアップ の実施

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」

〔令和 5 年 6 月 9 日閣議決定、金融庁関連部分抜粋〕

本文

第 1 国民の生活や事業者の活動が便利となるよう、今後、重点的に取り組むこと

重点計画は、第 2 「1. デジタルにより目指す社会の姿」に示すとおり、デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、これまで以上に安全・安心が確保され、多様な幸せが実現できる社会を目指す。今回の改定に当たり、その社会の実現に向けて、国民生活や事業者活動の利便性向上、安全・安心の確保の観点からの当面の政策対応について、以下の各事項について重点的に取り組むこととする。

1. マイナンバーカード／デジタル行政サービス

マイナンバーカードを使って国民の生活を向上させるため、マイナンバーカードと各種カードとの一体化や、行政手続のオンライン・デジタル化、市民カード化、民間ビジネスにおける利用、カードの利便性の向上など、以下に掲げる事項について重点的に取り組む。

(4) 公金受取口座の活用推進

公金受取口座の更なる登録の促進によって給付事務での活用推進を図るため、2023 年度（令和 5 年度）下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指すとともに、新たに創設した行政機関経由登録の特例制度の施行・実施に向けて必要な取組を進める。

2. デジタル臨時行政調査会によるアナログ規制の横断的な見直し

(1) アナログ規制の横断的な見直し

デジタル改革と規制改革は言わば「コインの裏表」の関係であるため、デジタル化の効果を最大限発揮するため、規制の見直しも併せて行う。「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行い、2024 年（令和 6 年）6 月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

(3) デジタル法制審査

新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス（デジタル法制審査）については、各府省庁において、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、指針に基づく点検結果をデジタル庁に提出することとする。

(5) 手続のデジタル完結と利便性向上

「申請」と比較し進んでいない「処分通知」のデジタル化について、経済界要望等も踏まえて取り組み、デジタル臨時行政調査会において 2023 年（令和 5 年）12 月末を目途に取りまとめる行政手続のデジタル完結に向けた工程表に基づいて、行政手続の「デジタル完結」の加速化を図る。

また、国民の更なる利便性向上に向けて、国民接点がある政府情報システムについて、最低限守るべき UI のチェックリストを基に 2023 年（令和 5 年）夏を目途に改善を目指すとともに、更なる UI 改善に向けては、重要かつ難易度が高い項目についても対応方針を検討する。

7. 国際的なデータ連携・越境データ移転の国際枠組み

(3) 簡易な国際間送金

簡易な国際間の即時送金について、本人確認手段や必要となるデータ標準など、国際的な相互運用性等について検討し、具体的な結論を得る。

第3 デジタル社会の実現に向けた戦略・施策

第3-1 戦略として取り組む政策群

1. デジタル社会の実現に向けた構造改革

(1) デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

「デジタル臨時行政調査会」(以下第3-1 1.において「調査会」という。)において、デジタル改革、行政改革、規制改革を計画的かつ効果的に進めるため、2022年(令和4年)6月に策定した「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に沿って、アナログ規制の見直し等の取組を進めている。(第2 2.(3)の「構造改革のためのデジタル原則」参照。)

① アナログ規制の点検・見直し

2022年(令和4年)12月末に、アナログ規制約1万条項(目視:2,927、実地監査:74、定期検査・点検:1,034、常駐・専任:1,062、書面掲示:772、対面講習:217、往訪閲覧・縦覧:1,446、FD等記録媒体:2,095、その他規制:42)に関する「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」を確定した。規制所管府省庁において当該工程表に沿った規制の見直しを行い、2024年(令和6年)6月までを目途にアナログ規制を一掃していく。

告示、通知及び通達については、点検対象としてリストアップした2,536条項について、2023年(令和5年)5月に確定した見直し方針や見直し完了時期に沿って、規制所管府省庁において規制の見直しを行う。

③ デジタル法制審査の取組の強化

2024年(令和6年)通常国会提出法律案のうちから試行的に実施することとしていた新規法令等のデジタル原則適合性確認プロセス(デジタル法制審査)については、2022年(令和4年)臨時国会提出法律案から前倒して試行実施しており、2023年(令和5年)通常国会にデジタル規制改革を「デジタル社会の形成に関する施策の策定に係る基本方針」として位置付けること等を内容とするデジタル規制改革推進の一括法案を提出したところである。これらを踏まえ、各府省庁においては、新規法令等の立案に際しては、テクノロジーマップ・技術カタログを適切に活用しつつ、アナログ規制が新たに規定されることのないようにするとともに、デジタル原則適合性確認等のための指針に基づき点検を実施し、その点検結果をデジタル庁へ提出することとする。また、デジタル庁においては、必要な体制を整備しつつデジタル法制審査を実施する。

(2) 国民が利便性を実感できる官民デジタル完結の徹底とAI・データ等を徹底活用できる社会づくり

① 経済界要望等を踏まえた行政手続のデジタル完結の推進

行政手続のデジタル完結に関しては、調査会において、年間手続件数 1 万件以上の申請等に関する約 1,300 条項の調査・点検を実施し、それらの手続のデジタル化に関する状況・方針等を取りまとめた。

各府省庁は、上記の方針に基づき、集中改革期間の終期に当たる 2025 年度（令和 7 年度）までに、手続のデジタル化等を行うこととする。具体的には、当該方針の別表に掲載された手続について、デジタル化の方針が決定しているものについては具体的な見直しの手順やデジタル化の方法等を検討し、今後、方針等が確定するものについてはデジタル化に向けた方針を調査会事務局と調整の上、2023 年（令和 5 年）9 月末を目途に、デジタル化に向けた工程の案を調査会へ提出する。調査会は、同年 12 月末を目途に、その内容を精査した上で行政手続のデジタル完結に向けた工程表を公表するものとし、各府省庁は、この工程表に沿って規制の見直し等を進めていくこととする。

また、上記の横断的な調査・点検により把握された課題を踏まえ、調査会は、国民等向け手続においてマイナンバーカードの利用による更なる利便性向上を図るとともに、ベース・レジストリの整備を通じた申請・届出手続の効率化や、デジタル化を妨げるローカルルールへの対応などについて、事業者向け手続から段階的に取組を広げられるよう、今後取り組むべき方策等について検討を行い、2023 年（令和 5 年）内に結論を得ることとする。

デジタル庁においては、行政手続のデジタル化に向けた各府省庁の取組の現状等を把握し、各府省庁別に進捗の状況を公表するなど、各府省庁における自律的な取組を推進するための仕組みを構築する。

（３）規制改革

デジタル分野の規制改革については、規制改革推進会議における先行的取組を調査会にフィードバックするとともに、調査会における横断的な見直しの過程で固有の事情等が明らかになった個別課題を規制改革推進会議の各ワーキング・グループにおける専門的な調査審議の場にタスクアウトしていくなど、柔軟に連動していくことが重要である。両会議の連携・役割分担を図りつつ、政府全体として強力に規制改革を進めていく。

特に、国民の声や産業界から具体的に要望のある個別課題にスピーディかつきめ細かく対応することにより、個別具体的な規制・制度を迅速に見直すとともに、そうした先行的取組を横断的改革につなげていく。さらに、「デジタル」と「リアル」の改革の有機的連携を図り、イノベーションを阻む規制の改革に取り組む。

こうした観点から、各府省庁は、規制改革実施計画において取り組むこととされる実施事項について、デジタル原則も踏まえ、その着実な実施を図る。

7. Web3.0 の推進

Web3.0 と呼ばれる新たなテクノロジーを活用した分散アプリケーション環境下で構築される世界観においては、国境や組織の壁を超えて、世界中の誰もが自由に学び合い、互いに刺激を与え合って技術革新を促進することにより、これまでにない革新的なサービスが生まれる可能性が指摘されている。一方、2022 年（令和 4 年）11 月に、グローバル大手暗号交換所が破綻した事案を契機として、国際的には、利用者保護の在り方や、Web3.0 の本源的価値についての議論の機運が高まってきている。

我が国としては、新しいデジタル技術を、様々な社会課題の解決を図るツールとするとともに、我が国の経済成長につなげていく観点から、Web3.0 の健全な発展に向けて、引き続き、利用者保護等の観点を踏まえつつ、様々なチャレンジが不合理な障壁なく行える環境整備に取り組む必要がある。また、Web3.0 の活動は国境を越えるため、グローバルでのルール形成が重要であるところ、国際的なルール策定の議論に積極的に貢献していく。

(1) Web3.0の中核的要素であるトークンの利活用に係る環境整備

ステーブルコインやセキュリティトークンの円滑な発行・流通に向け、必要な取組を進める。また、暗号資産・トークンを通じた資金調達の実態について調査・整理を進め、事業者の円滑な資金供給の促進に資するものについては、投資事業有限責任組合契約に関する法律上で投資対象とすることを検討する。このほか、発行者以外の者が保有し、期末時価評価課税の対象となる暗号資産について、その法制度上の位置付けや、企業会計上の取扱いなども含め、必要な検討を行う。

(4) 利用者保護

関係府省庁が連携して、利用者からの相談事例の把握・分析を行う。その上で、ウェブサイト等の各種媒体により利用者被害の未然防止・拡大防止に向けた広報啓発活動を推進する。

第3-2 各分野における基本的な施策

1. 国民に対する行政サービスのデジタル化

(2) マイナンバー制度の利用の推進

② 特定公的給付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律に基づいて、公的給付におけるマイナンバーの利用等を可能とするため、2023年（令和5年）5月までに396件の給付を特定公的給付として指定し、迅速な給付を実現した。

行政機関による公金受取口座情報の利用について、2022年（令和4年）10月から運用を開始した。

公金受取口座の更なる登録の促進に向けて、2023年度（令和5年度）下期以降順次金融機関経由での登録受付の開始を目指し、関係府省庁、関係機関及び金融機関と調整の上、政省令及びシステム整備を進める。

また、2023年（令和5年）の通常国会において、マイナンバー法等の一部改正法が成立した。本法律において、デジタルに不慣れな方も簡易に登録を可能とするため、既存の給付受給者等（年金受給者を想定）を対象として、同意を得た場合又は一定期間内に回答がなく同意したものとして取り扱われる場合、既存の年金受給口座を公金受取口座として登録可能とする制度が創設された。

本制度の施行・実施に向け、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定やシステム整備を進めるとともに、制度の周知・広報を徹底するなど、公金受取口座の登録・利用の推進を図る。

⑤ 様々な民間ビジネスにおける利用の推進

マイナンバーカードが持つ本人確認機能の民間ビジネスにおける利用の普及を図るため、2023年（令和5年）1月から行っている電子証明書失効情報の提供に係る手数料の当面無料化に続き、2023年（令和5年）5月から公的個人認証サービスにおける本人同意に基づく最新の住所情報等の提供、スマートフォン用電子証明書搭載サービスを開始した。

また、地域通貨と連動した地域の消費や社会的活動を活性化させるための地域ポイントや、エンタメ分野におけるチケット上の本人確認と連動させたサービス、コンビニセルフ

レジでの酒・たばこ販売時の年齢確認サービスなど、各分野における新たなユースケース創出のための実証実験や基盤となるシステムの廉価な提供の促進に取り組む。

さらに、給付事業との組合せによる自治体施策の効果的な推進や地域経済の活性化など、自治体マイナポイントの効果的な活用を推進する。

犯罪による収益の移転防止に関する法律、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（携帯電話不正利用防止法）に基づく非対面の本人確認手法は、マイナンバーカードの公的個人認証に原則として一本化し、運転免許証等を送信する方法や、顔写真のない本人確認書類等は廃止する。対面でも公的個人認証による本人確認を進めるなどし、本人確認書類のコピーは取らないこととする。

（４）公共フロントサービスの提供等

② マイナンバーを活用した国民の利便性の向上

ア 預貯金付番の円滑化

預貯金口座へのマイナンバーの付番（以下「預貯金付番」という。）を円滑に進める仕組み（相続・災害時のサービスを含む。）について、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律に基づいて、2024 年度（令和6 年度）中の運用開始を目指す。

このため、関係府省庁等と調整の上、政省令等の策定、関係機関及び金融機関におけるシステム整備を進めるとともに、預貯金付番の円滑化の制度の周知・広報を徹底するなど、円滑な制度の施行に向けた準備を行う。

２．安全・安心で便利な暮らしのデジタル化

（３）相互連携分野のデジタル化の推進

契約から決済にわたる取引全体におけるデータ連携を可能とするほか、スマートシティの全国での実装を推進することにより、分野を越えた横断的な連携を実現し、国民の利便性の向上につなげる。

① 取引（受発注・請求・決済）

世界中で続くサービスやものづくりの革新を、中小企業始め我が国の企業がリードしていくためには、系列にとどまらない多様な相手に提案し受注できる取引のデジタル化が不可欠になる。また、今後は需要側のデータが人の判断を介さずサプライチェーン全体を駆動すると考えられ、そのためのデータ連携を特定の事業者間ではなく、出入り自由な事業者ネットワークの中で実現できるデータ連携基盤が必要となる。データスペースと称して先行する欧州との相互運用性も念頭に置きつつ、現場での実証を踏まえて、その基盤技術を確立する。

受発注から、請求、決済にわたる企業間の取引全体をデジタル化しアーキテクチャに沿ったデータ連携を可能とすることで、グローバルにサプライチェーン全体を強^{きょうじん}靱化・最適化し、カーボンニュートラルの実現等の社会課題の解決を進めながら、同時に中小企業やベンチャー企業等が活躍して産業が発展する社会を実現する。そのため、アーキテクチャ、技術仕様及び運用ルールに関する標準の提示並びに共通ツール群の整備を行う。また、中小企業を含む実際の産業の現場での実証を行いながら、海外との相互運用性を確保できるデータ連携基盤を構築し、公益デジタルプラットフォームの認定制度などデータの利活

用を的確に推進するための仕組みも検討しながら、我が国独自のデータスペースエコノミーを実現する。

第一に、受発注については、2022 年度（令和 4 年度）のアーキテクチャ設計や実証事業の成果等も踏まえ、各業界での利便性が高まるよう受発注に関するデータモデルを具体化し、必要に応じて中小企業共通 EDI（電子データ交換）の更新を検討する。特に中小企業を念頭に置いて必要な実証を行い、中小企業の電子受発注システムの導入促進に向けた取組を進める。

第二に、請求については、国内外の関係者の意向をよく汲み取りながら電子インボイスの標準仕様（デジタルインボイス）の更なるブラッシュアップと商取引への定着を進めるとともに、それを契機に国内のシステム・サービスベンダー等が海外市場へ積極的に進出できるよう、日本企業の進出が多い ASEAN 諸国等を念頭に置きつつ、必要な支援を行う。

第三に、決済については、法人インターネットバンキングの利用促進や手形・小切手の電子化に向けた取組を通じて企業間決済のデジタル化の着実な進展を図りつつ、請求分野との連携や全銀 EDI・金融 GIF の利活用を通じた企業間取引のデジタル完結とデータ相互運用性の確保を目指した関係事業者による取組を後押しする。

これらの動きを踏まえ、2023 年度（令和 5 年度）頃までに、アーキテクチャ設計や実証実験を通じて、受発注から請求、決済までをつなぐデータモデルや、企業間取引に関するシステム間をデータ連携する基盤の仕様を具体化する。その後、2024 年度（令和 6 年度）頃までに、代表的な業界においてユースケースを創出するとともに、補助金等を通じてアーキテクチャに基づくシステムの導入・利用を促進する。政府と民間の取引のデジタル完結化に向けては、2023 年度（令和 5 年度）から実装に向けた取組を開始する。

工程表

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府庁等
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
第3－2 各分野における基本的な施策																						
1. 国民に対する行政サービスのデジタル化 (1) 国・地方公共団体・民間を通じたトータルデザイン ・公共サービスメッシュを通じた情報連携の要となる推進	調査研究																				デジタル庁	
	要件整理																				デジタル局	
	仕様検討・技術的実証等																				デジタル局	
	テスト構築等																				デジタル局	
	設計・開発および移行・運用検討																				デジタル局	
	適用・保守および継続的見直し																				デジタル局	
	(2) マイナンバー制度の利用の促進 ①マイナンバーの利用及び関係官民との連携	移行に向けた法令・関連システム等整備																			デジタル局	
	②特定公的応付制度の活用及び公金受取口座の登録・利用の推進	移行準備（政府令、システム対応等）																			デジタル局	
		各種事務での登録口座情報地の利用																			デジタル局	
	順次金融機関からの登録																			デジタル局		
(3) マイナンバーカードの普及及び利用の推進 ③マイナンバーカードの健康保険証との一体化に向けた取組	オンライン資格確認の原則義務化																				厚生労働省	
	変遷等の画面の見直し																				厚生労働省	
	保険証の廃止等																				厚生労働省	
	訪問診療等の仕組みの構築完了																				厚生労働省	
	スマートフォン対応完了																				厚生労働省	
④運転免許証を始め、マイナンバーカードへの一体化に向けた取組 ・各歳次別・国家資格等のデジタル化の推進	システム検討・開発																				デジタル局、国土交通省、警察庁、法務省、建設省、農林水産省、環境省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、外務省、防衛省、財務省、総務省、自治体、NPO等	
	デジタル化の開始																				デジタル局、国土交通省、警察庁、法務省、建設省、農林水産省、環境省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、内閣府、外務省、防衛省、財務省、総務省、自治体、NPO等	

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
(4) 公共フロントサービスの提供等 ①マイナポータル連携的改善 ・マイナポータルUI・UXの継続的な点検・改善	新しいマイナポータル実証アルファ版第1弾の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第1弾のリリース																					デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第2弾の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータル実証アルファ版第2弾のリリース・継続的改善																					デジタル庁
	新しいマイナポータルベータ版の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータルベータ版のリリース・継続的改善																					デジタル庁
	新しいマイナポータル正式版の開発・テスト																					デジタル庁
	新しいマイナポータル正式版のリリース・継続的改善																					デジタル庁
①マイナポータルの継続的改善 ・マイナポータルから連携できるデータの増大	社会保険料控除証明書連携機能の開発・テスト																					デジタル庁
	社会保険料控除証明書連携機能のリリース																					デジタル庁
	公的年金等の源泉徴収票連携機能の開発・テスト																					デジタル庁
	公的年金等の源泉徴収票連携機能のリリース																					デジタル庁
	給与所得の源泉徴収票連携機能の開発・テスト																					デジタル庁
	給与所得の源泉徴収票連携機能のリリース																					デジタル庁
	年末調整手続の事前準備ページの開発・テスト																					デジタル庁
	年末調整手続の事前準備ページのリリース																					デジタル庁
	その他確定申告のための各種控除証明書等連携機能の検討																					デジタル庁
	就労証明書のオンライン提出機能の開発・テスト																					デジタル庁
②マイナバーを基にした国民の利便性の向上 ・預貯金付帯の円滑化	就労証明書のオンライン提出機能のリリース																					デジタル庁
	移行準備（政省令、システム対応等）																					デジタル庁
	新たな制度による円滑な付帯																					デジタル庁
	相続等サービスのサービス																					デジタル庁

14

デジタル社会の実現に向けた重点計画 <工程表>

取組名 ※項目番号は本文に対応	取組内容	2022年度 (令和4年度)				2023年度 (令和5年度)				2024年度 (令和6年度)				2025年度 (令和7年度)				2026年度 (令和8年度)				担当府省庁
		1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	1Q	2Q	3Q	4Q	
(3) 相互連携分野のデジタル化の推進 ①取引（受発注・請求・決済）	JP PINTの仕様策定																					デジタル庁
	仕様の運用・実装																					デジタル庁
	グローバル展開																					デジタル庁
②取引（受発注・請求・決済）	電子調達システムと電子契約システムの仕様検討・調達																					デジタル庁
	設計・開発																					デジタル庁
	運用（必要に応じ改修）																					デジタル庁
③取引（受発注・請求・決済）	アーキテクチャ設計																					デジタル庁
	普及促進（実証事業・補助金）																					デジタル庁
	データモデル策定（受発注・請求）																					デジタル庁
	データモデル策定（金融GIF）																					デジタル庁
	システム化計画（官公需）																					デジタル庁

24

デジタル社会の実現に向けた基本的な施策に係る施策集

[No. 6－13] 取引のデジタル化

- ・ 我が国の企業間取引では、中小企業を中心に、未だに電話やFAX、紙での受発注・請求を行っている企業が多い。また、システムを構築していても、サプライチェーン内にとどまる等、利用は限定的である。
- ・ 2023年（令和5年）10月のインボイス制度導入を契機として、請求の電子化が進んでいく見込みであり、このタイミングで請求だけでなく、上流である受発注、下流である決済まで含めた取引全体のデータ連携に係るアーキテクチャの検討を進めていく。
- ・ 受発注から決済に渡る企業間取引全体を一気通貫にデータ連携できれば、経理処理のコストの削減、取引データをリアルタイムで把握することによる経営のDXにつながる。さらに、第三者による取引データの利活用が容易に可能な状態となれば、新規ビジネスの創出が容易な環境の整備にもつながる。

KPI： 2022年度（令和4年度）に取りまとめたグリーンペーパー等や、必要に応じてNEDOにおける実証事業の結果も踏まえて、見直しを実施
2022年度（令和4年度）に実証分析を実施

主担当府省庁： デジタル庁

オンライン化を実施する行政手続の一覧等

Ⅱ オンライン化を実施する行政手続等

1. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

1. 金融機関に対する預貯金等の照会・回答

(1) オンライン化対象手続

(略)

(2) 取組内容

(2) 取組内容

(1) に記載した50手続を始めとする金融機関への預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務について、その多くは書面により行われている。2019年（令和元年）11月に金融機関×行政機関の情報連携検討会（事務局：内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室、金融庁）において公表した「金融機関×行政機関のデジタル化に向けた取組の方向性とりまとめ」を踏まえ、当該照会・回答事務のデジタル化に向けて、具体的なデータ項目や本人確認の粒度等について検討した。

今後、デジタル化の実現に向けた課題を解消し、行政機関と金融機関が足並みを揃えながら、取組を推進していくことが重要である。行政機関は、積極的にデジタル化を先導し、金融機関はシステムの整備計画等を踏まえながら、段階的にデジタル化を推進することで、更に技術的・実務的な検討を協働して進め、書面を前提とした照会・回答内容や業務フローを見直し、金融機関の負担軽減及び行政機関による迅速かつ適正な行政事務の遂行を図る。

KPI

未設定

（預貯金等の取引状況に係る照会・回答業務のデジタル化の導入に際し、行政機関及び金融機関ともに、システム改修等コスト費用が発生することからも、費用対効果の検証が必要になるところであり、現時点での設定が困難なため）

Ⅳ 更なる利便性の向上を図る行政手続等

2. 国民等、民間事業者等と国等との間の手続

62. 金融分野における手続の電子化

(1) 取組内容

金融庁電子申請・届出システムは、金融機関等から受け付ける約4,500の申請・届出等についてオンラインで提出することを可能としており、2023年（令和5年）1月には手数料納付等の電子納付機能の運用を開始している。引き続き、オンライン申請・届出等が可能であることの周知等を通じてオンライン化の取組を着実に進める。

また、現在、システムへの認証はGビズIDに限られ、個人（自然人）のシステム利用ができないため、2023年度（令和5年度）中にマイナンバーカードを活用した認証機能の整備を図る。

KPI

①申請・届出等のオンラインによる申請件数（2023年度（令和5年度）年間100万件以上）

②登録免許税・手数料の電子納付実施機関数（2023年度（令和5年度）年間300機関以上）

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取り組み（別紙1参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（令和 5 年度改訂）
（金融庁関連箇所抜粋）

2023 年 6 月 9 日

Ⅱ 施策

3 ライフステージ・ライフサイクルに応じた支援

(2) 具体的施策

オ ライフステージに共通する取組

- 訪日外国人旅行者が、予期せぬ病気やけがの際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行者自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

〔国土交通省、金融庁、法務省、外務省〕《施策番号 112》

- 関係省庁と連携の上、受入れ企業等に対して、やさしい日本語を含む 14 言語の外国人向けパンフレット及びその受入れ先向けパンフレットも活用しながら、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上及びマネー・ローンダリングや口座売買等の犯罪への関与の防止等に係る周知活動を実施し、理解の醸成を図る。

また、金融機関に対しては、「外国人顧客対応にかかる留意事項」及び「外国人顧客対応にかかる取組事例」も活用しながら、引き続き、外国人の口座開設等の金融サービスの利便性向上に向けた取組を推進していくよう促していく。

さらに、外国人の在留期間を的確に把握して口座を適切に管理する等、内部規定やガイドライン等の整備を含め、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策に資する取組が金融機関において行われるよう引き続き対応を促していく。

〔金融庁〕《施策番号 118》

- 資金移動業者の口座への賃金支払について、適正な制度運用や、労働者、使用者、資金移動業者等への周知を実施する。特に外国人労働者に対しては、多言語の外国人向けリーフレットも活用しながら、理解の促進を図る。

〔厚生労働省、金融庁〕《施策番号 120》

(以 上)

第3節 金融に関する税制

I NISAの抜本的拡充・恒久化

令和5年度税制改正要望において、「資産所得倍増プラン」関連の要望を行い、その結果、NISAの抜本的拡充・恒久化が措置され、2024年から制度が開始されることとなった。

新しいNISA制度においては、

- ① 非課税保有期間の無期限化、及び口座開設期間の恒久化を図りつつ、
- ② 年間投資枠については、長期・積立・分散投資による「つみたて投資枠」を120万円、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠」を240万円まで拡大し、合計360万円の投資を可能とし、
- ③ 一生涯にわたる非課税保有限度額として1,800万円を設定することとしている。

II その他の税制改正

令和5年度税制改正要望にあたり、

- ① 「資産所得倍増プラン」関連要望
- ② クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備
- ③ 保険等
- ④ 暗号資産

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、令和5年度の税制改正大綱において別紙1の内容が盛り込まれた。

令和5(2023)年度税制改正について

—税制改正大綱における金融庁関係の主要項目—

2022年12月
金 融 庁



1. 「資産所得倍増プラン」関連要望

◆ NISAの抜本的拡充・恒久化〔金融庁〕

第一 令和5年度税制改正の基本的考え方等

令和5年度税制改正においては、これまで不十分だったと言わざるを得ない分野に大胆に資金を巡らせることにより、個人や企業、そして地域に眠るポテンシャルを最大限引き出すとのメッセージを税制において具現化した。

まず、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、**NISAの抜本的拡充・恒久化**を行う。

1. 成長と分配の好循環の実現

(1) NISAの抜本的拡充・恒久化

「**資産所得倍増プラン**」の実現に向け、「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、中間層を中心とする層が、幅広く資本市場に参加することを通じて成長の果実を享受できる**環境を整備することが極めて重要**である。このような観点から、NISA制度の抜本的拡充・恒久化を行う。

【新しいNISA制度のイメージ】

(2024年1月から適用)

	年間 投資枠	非課税 保有期間	非課税保有 限度額	口座 開設期間	投資対象	対象者	現行制度 との関係
つみたて 投資枠	120万円	無期限化	1,800万円 (うち成長投資 枠の限度額は 1,200万円)	恒久化	現行のつみたてNISA 対象商品と同様	18歳 以上	2023年末までに現行 NISA制度で投資した 商品は、新しい制度 の外枠で、現行制度 における非課税措置 を適用
併用可 成長投資枠	240万円				上場株式 ・投資信託等※		

※①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型の投資信託等を除外

NISAの抜本的拡充・恒久化のイメージ

(2024年1月から適用)

	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間投資枠	120万円		240万円
非課税保有期間 (注1)	無期限化		無期限化
非課税保有限度額 (総枠) (注2)	1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)		
			1,200万円(内数)
口座開設期間	恒久化		恒久化
投資対象商品	積立・分散投資に適した 一定の投資信託 〔 現行のつみたてNISA対象商品と同様 〕		上場株式・投資信託等 (注3) ①整理・監理銘柄②信託期間20年未満、高レバレッジ 型及び毎月分配型の投資信託等を除外
対象年齢	18歳以上		18歳以上
現行制度との関係	2023年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した 商品は、新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 ※現行制度から新しい制度へのロールオーバーは不可		

(注1) 非課税保有期間の無期限化に伴い、現行のつみたてNISAと同様、定期的に利用者の住所等を確認し、制度の適正な運用を担保

(注2) 利用者それぞれの非課税保有限度額については、金融機関から一定のクラウドを利用して提供された情報を国税庁において管理

(注3) 金融機関による「成長投資枠」を使った回転売買への勧誘行為に対し、金融庁が監督指針を改正し、法令に基づき監督及びモニタリングを実施

(注4) 2023年末までにジュニアNISAにおいて投資した商品は、5年間の非課税期間が終了しても、所定の手続きを経ることで、18歳になるまでは非課税措置が受けられることとなっているが、今回、その手続きを省略することとし、利用者の利便性向上を手当て

【参考】現行NISA制度の概要

	つみたてNISA (2018年創設)	← 選択制 → 一般NISA (2014年創設)	ジュニアNISA (2016年創設)
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税保有期間	20年間	5年間	5年間※1
非課税保有限度額	800万円	600万円	400万円
口座開設期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
投資対象商品	長期の積立・分散投資 に適した株式投信	上場株式、ETF、 REIT、株式投信	上場株式、ETF、 REIT、株式投信
対象年齢	20歳※2以上	20歳※2以上	20歳※2未満
口座数 (2022.6末)	639万口座	1,065万口座	87万口座
残高 (2021.12末)	1.7兆円	10.1兆円	0.5兆円

※1 ただし、18歳まで非課税で保有可能とする特例あり

※2 2023年以降は18歳

◆ 国民の安定的な資産形成促進に向けた所要の措置〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- 高齢社会対策大綱(2018年2月閣議決定)において、勤労者が資産形成を開始するきっかけが身近な場で得られるよう、職場環境の整備を促進することが盛り込まれたところ。
- また、総合経済対策(2022年10月閣議決定)においても、国全体としての推進体制を整備し、安定的な資産形成を国家戦略として推進することが盛り込まれた。
- こうした方針を踏まえ、**企業による従業員の資産形成に関する取組みの後押し**を含め、国民の安定的な資産形成を促進していくことが重要。

【大綱の概要】

- 法人が使用人に対して支給する**つみたてNISA奨励金**で所得税法の給与等に該当するものは給与等の支給額が増加した場合の**税額控除制度の対象**となる給与等に該当することを**明確化**する。
- 法改正を前提に、新たに設立される**金融経済教育推進機構(仮称)**に対する法人税・事業税等の非課税措置など**税制上の所要の措置**を講ずる。

※ 資産所得倍増プラン(2022年11月28日 新しい資本主義実現会議決定)(抄)

<企業による資産形成の支援強化>

- 従業員が職場つみたてNISA や従業員持株会に投資する際の企業の奨励金について、課税に関する取扱いを検討する。
- また、企業における雇用者の資産形成の支援のための取組は、人的資本の戦略上も重要である。その一方で、中小企業においては雇用者の資産形成支援の取組が十分には進んでおらず、中小企業も含めた幅広い支援を行っていくことが求められる。そこで、中小企業において職場つみたてNISA や企業型確定拠出年金、iDeCo が広がるように、これらの制度の普及に取り組むとともに、必要な支援について検討を行う。

<安定的な資産形成の重要性の浸透>

- そこで、中立的なアドバイザーの認定に関する事業と併せ、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、既述のとおり、新たに令和6年中に金融経済教育推進機構(仮称)を設立する。

◆ 金融所得課税の一体化（金融商品に係る損益通算範囲の拡大）〔金融庁主担、農林水産省・経済産業省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、2016年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等について、未だ損益通算が認められておらず、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境の整備は、道半ば。
- 特に、デリバティブ取引については、ヘッジや分散投資として活用されることで、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成に資することが期待されるが、現状、個人投資家による活用が限定的。

【大綱の概要（検討事項）】

デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関する**これまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討**する。

【金融商品に係る課税方式】

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離→申告分離	2016年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

← 現在、損益通算が認められている範囲

2. クロスボーダー取引に係る税制上の環境整備

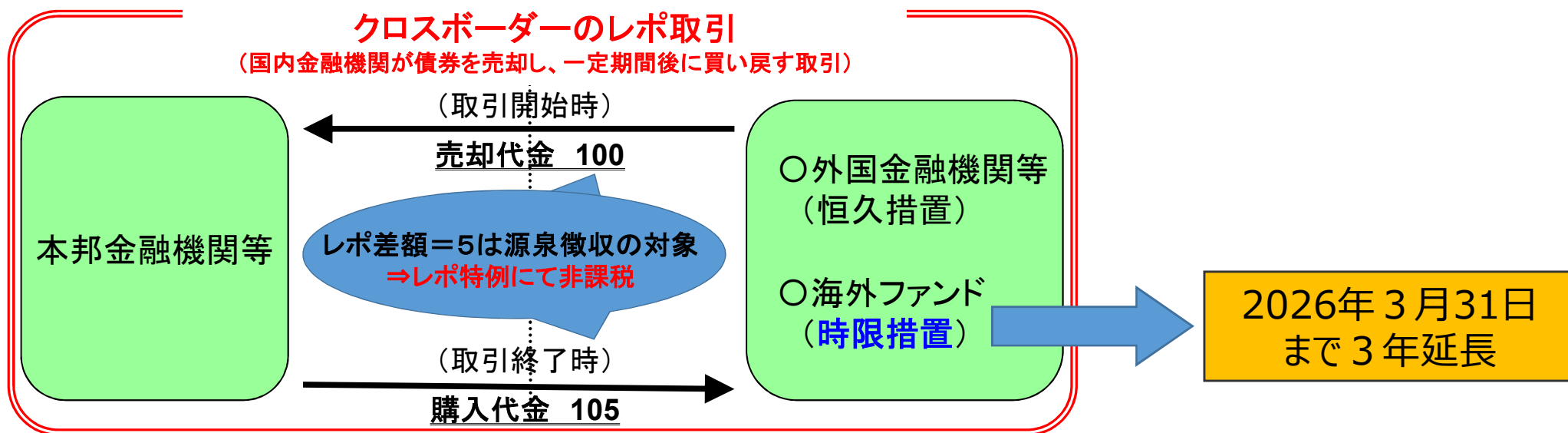
◆ 海外ファンドとの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の恒久化 [金融庁主担、財務省が共同要望]

【現状及び問題点】

- **クロスボーダーの債券現先取引**(レポ取引)については、本邦金融機関等の重要な資金調達手段(特に、外債レポによる外貨調達)として活用されているところ。
- 外国金融機関等・海外ファンドが本邦金融機関等から受取るレポ差額は、非課税とされている(レポ特例)。ただし、この非課税措置については、外国金融機関等に関するものが恒久措置である一方、**海外ファンドに関するものが時限措置**(2023年3月31日まで)とされている。
※海外ファンドに関しては、平成29(2017)年度税制改正で非課税措置(時限)が導入された。
- このため、本邦金融機関等にとって、継続的な取引ができるか懸念があり、資金調達が制限されているとの指摘がある。

【大綱の概要】

海外ファンドが本邦金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の**非課税措置の適用期限を3年延長**する。



※ファンドとの直接取引での資金調達は、海外(主に欧州)では一般的である。

3. 保險等

◆ 生命保険料控除制度の拡充〔金融庁〕

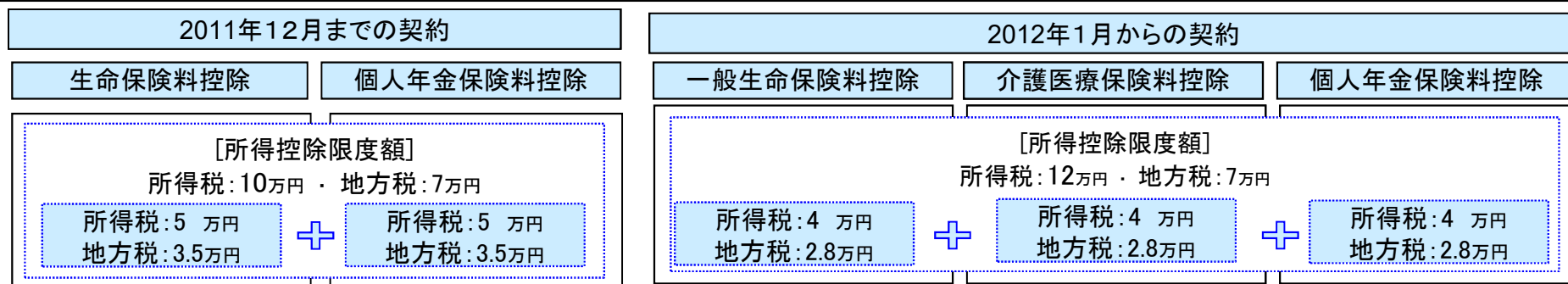
【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。
- 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、自身や家族のために病気や死亡等のリスクに備えることの重要性が再認識された。
- こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

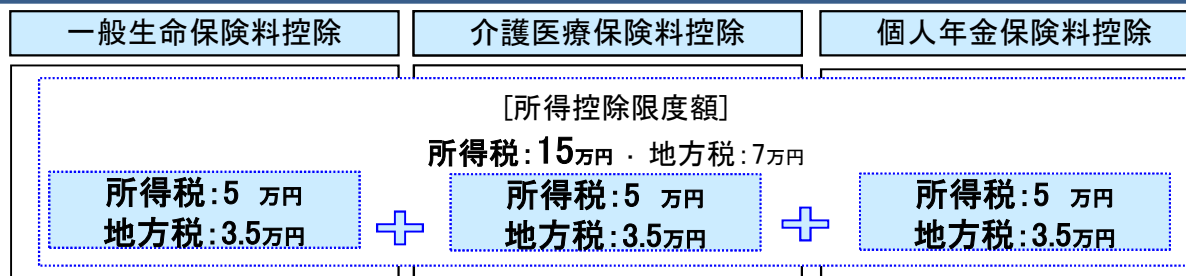
【大綱の概要】

個人所得課税については、わが国の経済社会の構造変化を踏まえ、配偶者控除等の見直し、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の一体的な見直しなどの取組みを進めてきている。多様で柔軟な働き方が一層拡大する中、働く意欲を阻害せず、公平で、働き方に中立的な税制を構築していくことが重要である。今後も、これまでの税制改正大綱に示された方針や、令和2年分所得から適用となった改正の影響等も踏まえ、各種控除のあり方等を検討する。

【現行制度】



【要望する制度】



◆企業年金等の積立金に対する特別法人税の撤廃又は課税停止措置の延長

〔厚生労働省主担、金融庁・財務省ほか4省庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 特別法人税とは、企業年金等の積立金に対して課税される**法人税(1.173%)**。

(注)特別法人税は、掛金拠出時に給与所得として課税すべきところ、給付時まで課税が繰り延べられることを踏まえ、その期間の遅延利息相当分を課税するという考え方にに基づき、1962年に導入。

- 特別法人税については、超低金利の状況等を踏まえ、**1999年度から凍結**されているが、2023年3月末でその凍結措置が**期限切れ**。

【大綱の概要】

退職年金等積立金に対する法人税の課税の**停止措置の適用期限を3年延長**する。

【主要国の企業年金税制の概要】

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時 (事業主拠出分)	非課税	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税) (※)2026年3月末まで課税停止	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税	課税	課税	課税 (収益部分のみ)	課税

4. 暗号資産

◆ 暗号資産の期末時価評価課税に係る見直し〔金融庁主担、経済産業省が共同要望〕

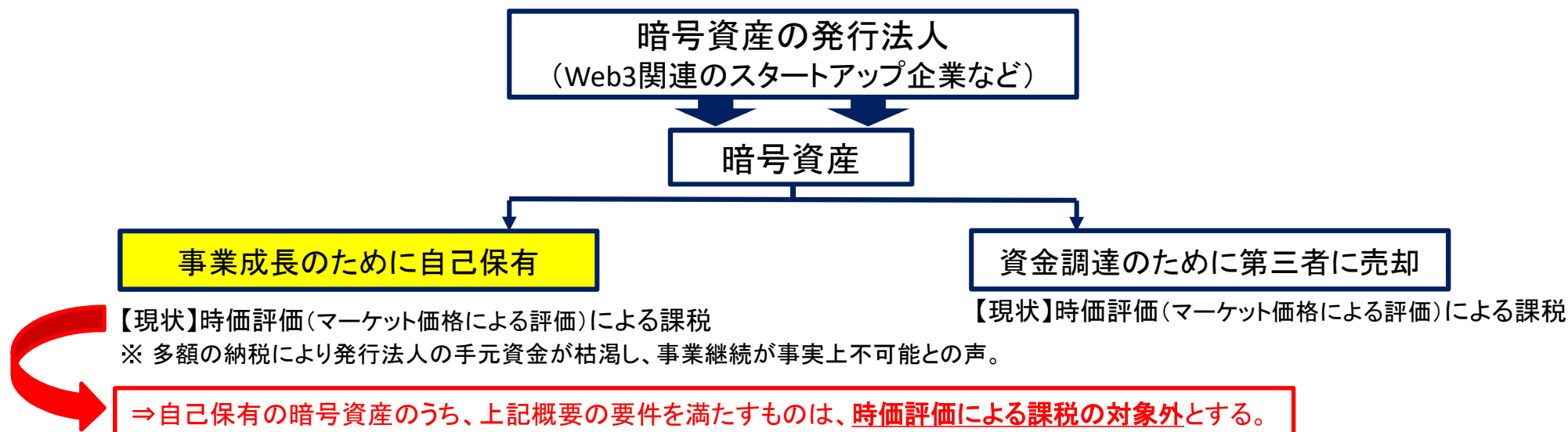
【現状及び問題点】

- 内国法人が有する暗号資産(活発な市場が存在するもの)については、税務上、期末に時価評価し、評価損益(キャッシュフローを伴わない未実現の損益)は、課税の対象とされている。
- こうした取扱いは、キャッシュフローを伴う実現利益がない(=担税力がない)中で継続して保有される暗号資産についても課税を求めるものであり、国内においてブロックチェーン技術を活用した起業や事業開発を阻害する要因として指摘されている。

【大綱の概要】

法人が事業年度末において有する暗号資産のうち時価評価により**評価損益を計上するものの範囲**から、**次の要件に該当する暗号資産を除外**する。

- イ 自己が発行した暗号資産でその発行の時から継続して保有しているものであること。
- ロ その暗号資産の発行の時から継続して次のいずれかにより譲渡制限が行われているものであること。
 - (イ)他の者に移転することができないようにする技術的措置がとられていること。
 - (ロ)一定の要件を満たす信託の信託財産としていること。



5. 贈与税

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し〔文部科学省主担、金融庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

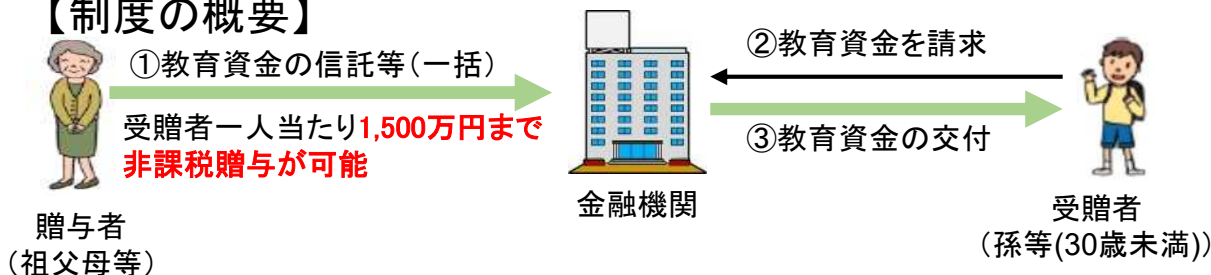
- 祖父母(贈与者)が子・孫(受贈者。30歳未満に限る。)の口座等を開設し、教育資金管理契約に基づき贈与した場合、贈与時には**1,500万円**までは贈与税が非課税となる。契約終了時に贈与税の精算が行われ、残高及び教育資金以外の支払分は、贈与税が課税される。
- 本制度は、贈与された資金が長期に金融機関に預け入れられるため、一部を投資商品で運用することにより、その果実を教育関連団体等への寄附(第三者への教育支援)につなげることも期待されているところ。
- しかしながら、現行、投資商品での**運用損失**や教育関連団体等への寄附等については、教育資金以外の支払分とされ、贈与税が課税されてしまうため、贈与された資金が十分に活用されていない現状。

【大綱の概要】

2023年3月末までの時限措置とされている本特例を、**2026年3月末まで3年延長**する。

その際、①契約終了時の残高に贈与税が課される際の**税率を贈与税の一般税率**とする、②契約期間中に贈与者が死亡した際、当該贈与者に係る相続税の課税価格の合計が**5億円を超える場合**には、受贈者の年齢等に関わらず、**残高を相続財産に加算**する、など一定の見直しを行う。

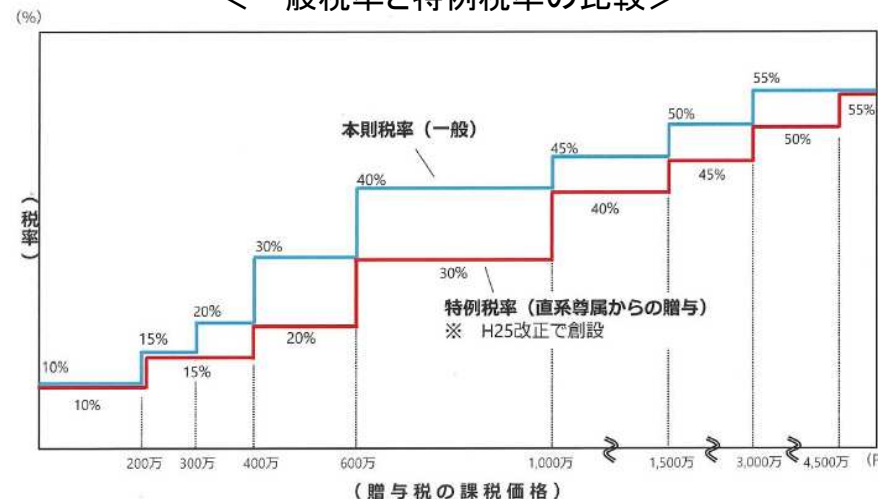
【制度の概要】



※ 教育資金以外に使用した分や使い残し分については、信託等の終了時に贈与税が課税。

2026年3月31日まで3年延長

＜一般税率と特例税率の比較＞



◆ 結婚・子育て資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長〔内閣府主担、金融庁が共同要望〕

【現状及び問題点】

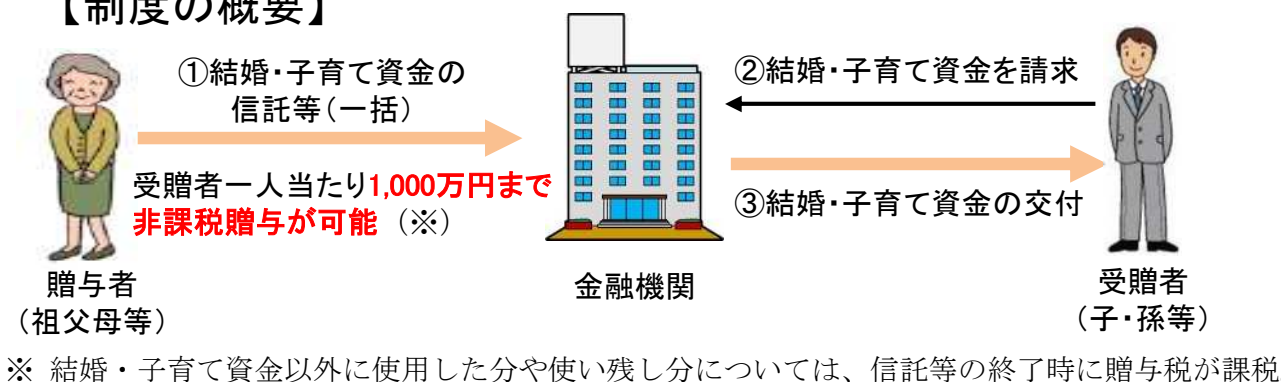
- 世代間の資産移転を後押ししつつ、贈与された資金により若年層の結婚・妊娠・出産・育児を支援するとともに、消費の活性化を図る仕組みとして、結婚・子育て資金一括贈与の特例を2015年4月より導入。本特例は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
- 他方、依然として個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重している中、経済的要因から結婚や出産に踏み切れない若年層が多く存在し、**特例の継続**を求める声が多い。

【大綱の概要】

2023年3月末までの時限措置とされている本特例を、**2025年3月末まで2年延長**する。

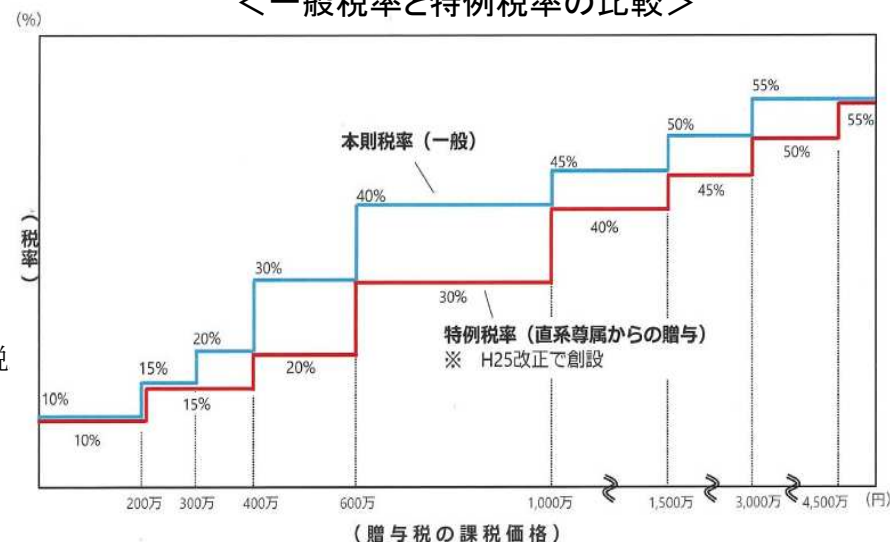
その際、契約終了時の残高に贈与税が課される際の税率を**贈与税の一般税率とする見直し**を行う。

【制度の概要】



2025年3月31日まで2年延長

＜一般税率と特例税率の比較＞



6. その他の要望項目

◆投資法人（インフラファンド）に係る税制優遇措置の延長〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- インフラファンドについては、以下の条件を満たす場合に限り、法人の所得金額の計算上、分配金を損金算入できることとされている（ペイスルー課税）。
 - ① 2023年3月31日までに再生可能エネルギー発電設備（再エネ設備）を取得し、賃貸の用に供すること
 - ② 再エネ設備を最初に賃貸の用に供した日から20年を経過した日までの間に終了する事業年度であること
 - ③ 再エネ設備の取得時において、上場投資法人又は設立時公募により投資口を1億円以上募集した投資法人であること
- 直近では2020年2月に新規上場があり、現在5銘柄（時価総額約1,301億円、2022年9月末時点）が上場。同月現在、各ファンドの資産規模合計は約2,237億円であり、直近3年間で再エネ設備の資産が約1,423億円増加。
- 一方、上記取得期限により本件税制優遇措置が日切れとなれば、新規上場ファンドは組成されず、成熟した市場への成長は困難となる。これにより、投資家の市場に対する期待が収縮し、既存の上場ファンドについても新規の資金調達・設備の取得が難しくなり、上場インフラファンド市場の存続が困難となるおそれがある。同市場の持続的な成長の実現に向け、足下の設備投資ニーズに対応しつつ、民間投資の積極的な後押しが引き続き必要。

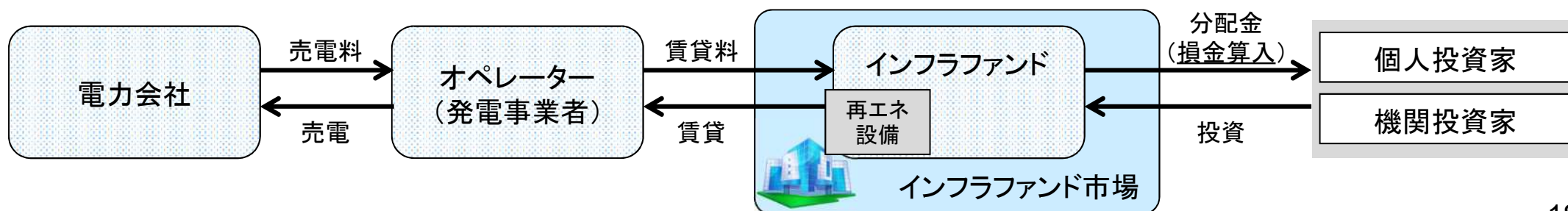
※ 一定以上の時価総額かつ多様な銘柄で構成され、機関投資家を含む多様かつ厚みのある投資家層が投資する市場。

（注）これまで、平成26（2014）年度（創設）、平成28（2016）年度（拡充）及び平成29（2017）年度・令和2（2020）年度（延長）に税制改正。

【大綱の概要】

インフラファンドの税制優遇に係る時限措置について、**期限を3年延長**する（再エネ設備を2026年3月31日までに取得すること）。

※ 設立に際して公募により発行した投資口の発行価額の総額が1億円以上であることとの要件は除外。



◆ 上場株式等の相続税に係る見直し〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価^(※)で評価される。

(※)現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。

- 他方、上場株式等は、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きいことから、相続後の株価の下落に備えて売却されるといったケースがみられる。このため、上場株式等に係る相続税の評価方法については、国民の資産選択に歪みを与えているといった指摘がある。

- また、上場株式等による物納については、「延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内であること」等の要件があるため、一部の利用に限られている。

【要望事項】

国民の資産形成において、税制が資産選択に歪みを与えることが無いよう、上場株式等について、相続税評価方法等の見直しを行うこと。また、物納の場合の手続についても、要件の見直しを行うこと。

【要望結果】 相続税評価方法等の見直しは、×(措置不可)。物納手続の要件の見直しは、△(長期検討)。

他の資産の評価方法との比較

	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価 ^(※1) の 100%
上場株式		
	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の 80%程度 ^(※2)
土地		
	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の 50~70% ^(※2)
建物		

(※1) 死亡日の株価(又は当月・前月・前々月の平均株価)
(※2) 土地や建物については、実際の取引価格にばらつきがあることや路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。



物納に充てることができる財産の種類と順位

第1順位	①不動産、船舶、国債証券、地方債証券、 上場株式等
	②不動産及び上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第2順位	③非上場株式等
	④非上場株式のうち物納劣後財産に該当するもの
第3順位	⑤動産

(注)ただし、**延納によっても金銭で納付することが困難な金額の範囲内**で物納可能との要件がある。

第4節 金融経済教育の取組み

I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度以降、長寿化やデジタルイゼーションの進展といった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を大幅に拡充するなど、取組みの強化を図ってきた。

これらの金融経済教育に係る取組みを更に推進すべく、2022年11月に策定・公表された「資産所得倍増プラン」において、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的な組織として、令和6年中に新たに金融経済教育推進機構を設置することが盛り込まれた。また、経済財政運営と改革の基本方針2023及び新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版においても、同様の内容が盛り込まれている。

さらに2024年1月に新しいNISA制度が導入される予定であることから、当該制度の更なる活用を促すべく、金融庁HPにおいて広報を行った。

II 具体的な取組状況

1. 金融経済教育推進機構について

前述の各政府文書に沿って、金融経済教育を推進すべく、金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」において、金融リテラシーの向上に向けた施策が検討された。2022年12月に中間報告が取りまとめられ（第5章第1節参照）、この内容を踏まえて、金融経済教育推進機構の創設等の国民の金融リテラシー向上を企図する施策を含む「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を2023年3月に国会に提出した。（第3章第1節参照）

2. 金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2023年6月に改訂）。

また、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

さらに、eラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」を2021年11月25日に開講した。

3. 学校における出張授業の実施

2014 年 4 月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014 年 4 月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業をオムニバス形式で実施。(別紙 1 参照)

また、金融庁職員・財務局職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、211 校に対して延べ 470 回の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて説明した。

2022 年度は、2021 年度に引き続き、積極的にオンライン授業を実施。その際は、リアルタイムでの投票や、チャット欄を駆使した質問、大人数講義から少人数のグループに分け学生の参加を促す授業を構築するなど、オンラインならではの授業形態を構築した。

4. 高校学習指導要領改訂への対応

2018 年 3 月及び 7 月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。

さらに、2022 年 4 月から新学習指導要領が施行されたことに伴い、実際の授業で先生方が対応できるよう、2022 年 3 月に作成した高等学校向けの金融経済教育指導教材について、同年 6 月以降、各県の教育委員会を通じて周知・広報を行った。また、各地の教員向け研修会や高校での研究授業などに金融庁・財務局職員を講師として派遣し、実際に授業を行う教員を中心に金融経済教育の概要や重要性、当庁職員が出張授業で行っている授業内容の紹介といった講演を行った。

5. ガイドブック等の作成・配布

電子マネーや SNS 等を通じた消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や資産形成の基本、電子マネーや SNS 等を通じた消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した「『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたて NISA 早わかりガイドブック」について、幅広い層に配布を行い、セミナー等に活用した。

また、2024 年より新しい NISA 制度が導入されることから、実務分野の有識者による各 10 分程の新しい NISA 関連動画のコンテンツを拡充し、引き続き、時間や場所を選ばない金融経済教育コンテンツの提供に取り組んだ。(別紙 2 参

照)

6 「Regional Banking Summit (Re:ing/SUM)」×「日経地方創生フォーラム」への参加

日本経済新聞社と金融庁がオンラインにて共催した「Regional Banking Summit」に参加し、金融教育に携わる登壇者とともに、子どものうちから金融教育を行っていくことの重要性、高校で金融教育が拡充されることの意義、教育や行政、金融機関等が連携して金融教育を行う必要性、金融リテラシーの向上が人々の生活にもたらす意義について情報発信を行った。

7. 「グローバルマナーウィーク」への取組み

2012 年から始まった子供・若者に対する金融教育・金融包摂の推進のための国際的な啓発活動である「グローバルマナーウィーク」において、金融庁の取組みとして高校の学習指導要領の改訂と金融経済教育の内容拡充による、教育現場の現状や変化・課題などに関するパネルディスカッションを実施した。

また、議論の様子については現役教師の方々が今後の授業や金融経済教育の参考にできるようオンライン形式で配信を行った。

8. 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2022 年度 15 件)。(別紙3参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力を行っている。

9. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2022 事務年度 後援 27 件)。(別紙4参照)

10. その他の連携

2021 年に作成した「うんこドリル」各種の活用を進め、新たに小学校の授業における活動にも取り組んだ。また、厚生労働省、内閣人事局と合同で主催のもと、金融庁職員に対しても国家公務員を対象として、2023 年6月にライフプランに基づく資産形成やつみたてNISA、iDeCo等に関する「霞が関資産形成セミナー」を開催し、その模様を当庁HPにて公開しているほか、新NISAのパンフレットや高校生向け教材の作成も行った。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014 年度：2 大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：5 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、
県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：8 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、
神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪）

2018 年度：11 大学

（青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、
東京理科大学、東京経済大学、明星大学、武蔵野大学、
相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、
専修大学、学習院大学）

2019 年度：12 大学

(青山学院大学、慶應義塾大学、県立広島大学、東京理科大学、東京家政学院大学、専修大学、明星大学、明治大学、武蔵野大学、相山女学院大学、大学コンソーシアム大阪、学習院大学)

2020 年度：6 大学

(東京家政学院大学、慶應義塾大学、専修大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、学習院大学)

2021 年度：13 大学

(東京家政学院大学、東京理科大学、明治大学、明治学院大学、日本大学、明星大学、慶應義塾大学、相山女学園大学、大学コンソーシアム大阪、中央大学、専修大学、学習院大学、県立広島大学)

2022 年度：14 大学

	大 学 名	科 目 名
前期	東京理科大学	キャリアデザイン2
	埼玉大学	金融リテラシー概論
	明治学院大学	現代経済特講 1 (金融の基礎知識とデリバティブ)
	明治大学	基礎専門特別講義 B (金融リテラシーとライフデザイン)
	日本大学	経済特殊講義 I (金融リテラシー ～人生とお金の知恵)
	慶応義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	東京家政学院大学	生活設計論
後期	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン
	専修大学	特殊講義 (金融リテラシー特論)
	相山女学園大学	金融リテラシー
	中央大学	総合講座「金融リテラシーを学ぶ」
	コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める — 生活設計と金融の基礎知識

	名古屋短期大学	キャリアデザインⅡ
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実
例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>



家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

つみたてNISA 早わかりガイドブック

制度が延長された
つみたてNISA
について、
ボクが説明するよ！

つみたてNISAで

ちょっとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。
確かに、投資信託には元本割れのリスクがありますが、
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

その工夫とは、

- ・つみたてNISA制度を活用し、
- ・長期・積立・分散投資を
- ・資産形成に適した投資信託で行うことです。

その方法について、詳しく見ていきましょう！

資産所得倍増プランの背景や詳細について解説する動画

「資産所得倍増プランNISA大幅拡充の背景と期待」

「『資産所得倍増プラン』について」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index01.html>



資産所得倍増プランNISA
大幅拡充の背景と期待

株式会社オフィス・リベルタ
ス
代表取締役
大江加代



「資産所得倍増プラン」
について

大和総研 副理事長
内閣官房参与（経済・金融担
当）
熊谷亮丸

2022 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. なかた つるこ
中田 鶴子
(青森県)
● 金融広報アドバイザーとして、時代の流れによって変わりつつあるテーマについて数々の事例を交えた講演を実施。金融についての知識や情報をわかりやすく伝えるために受講対象に応じたレジュメを作成するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. いしがき なおみ
石垣 直美
(宮城県)
● 金融広報アドバイザーとして、各年齢層に求められる多様なテーマに積極的に取り組んでいる。成年年齢の引下げや、高等学校での学習指導要領の改訂に伴うニーズの高まりに応じて意欲的な活動を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
3. おおく ほかずゆき
大久保和之
(栃木県)
● 金融広報アドバイザーとして、学校や公民館での講演に積極的に取り組み、毎年度多数の講義を実施。成年年齢引下げに伴う矯正施設における講座のように金融包摂の観点に基づいた金融教育にも積極的に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
4. いたばし みよこ
板橋美代子
(群馬県)
● 金融広報アドバイザーとして、金融経済から生活設計までの幅広い分野の講演を実施。児童から高齢者まで、全ての年代の方に対し、分かりやすい説明を行い、質問に対しても懇切丁寧に回答するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. たけもと やすこ
竹元 泰子
(千葉県)
● 金融広報アドバイザーとして、子供から子育て世代を中心に幅広い層に対して、キャッシュレスや終活関連等の近時関心が高まっているテーマに積極的に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
6. しんき あきひろ
新喜 章弘
(石川県)
● 金融広報アドバイザーとして、終活・相続関連を中心テーマとした講演を実施。相続手続支援センター所長としての豊富な知識、経験を生かして、シニア層に向けて積極的な啓蒙活動を働きかけるなど、金融知識の普及・向上に貢献。

7. ふるかわ まさふみ
古川 雅文
(長野県)
- 金融広報アドバイザーとして、高校生や大学生に向けて、これから社会に出るにあたって必要な知識について分かり易く授業を行い、若年層の金融リテラシー向上に貢献するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
8. みつもり つかさ
光森 司
(兵庫県)
- 金融広報アドバイザーとして、幅広い世代を対象として講義を実施。キャッシュレスなどの外部環境の変化を踏まえた講演テーマにも、工夫を施しながら精力的に取り組むなど、金融知識の普及・向上に貢献。
9. 赤井カホル
(和歌山県)
- 金融広報アドバイザーとして、25 年以上に亘る消費生活センターの経験を基に、幅広い啓発活動を実践。受講者が効率的なお金の使い方に関する知識を確実に身に付けられる工夫をし、その金銭感覚を育成させるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
10. 村田 弘子
(鳥取県)
- 金融広報アドバイザーとして、児童養護施設等の入所児童や職員に対して幼児期の金融教育を中心とした継続的な金融教育を実施。児童生徒対象の講座では、自ら開発した教材を使い、楽しく学べる工夫をするなど、金融知識の普及・向上に貢献。
11. うめつ ようこ
梅津 洋子
(徳島県)
- 金融広報アドバイザーとして、精力的に講座を行っている。ファイナンシャル・プランニング技能士としての知見や経験を活かし、子ども向けの金銭教育から、成人向けの生活設計や終活についての講演まで行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
12. さかい てるみ
境 輝美
(香川県)
- 金融広報アドバイザーとして、開催地の特徴、統計データなどの情報収集のうえ、開催地にマッチした情報提供を心掛けるほか、「子育て世代」、「シニア世代」など対象に応じた家計管理・資産形成の提案を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。

13. たけだ さきえ
武田 咲枝
(愛媛県)
- 金融広報アドバイザーとして、参加者に合わせて工夫した講座を実施。高齢者の金融トラブル被害防止や小・中・高校生の年齢に応じた金銭教育に関する講座の講師を積極的に務め、金融知識の普及・向上に貢献。
14. なしろ よしえ
名城 佳枝
(沖縄県)
- 金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャル・プランニング技能士としての知識・経験を活かした講義を実施。幅広い年齢層に対し、それぞれの属性や生活環境等を反映した金銭教育を行うことで、金融知識の普及・向上に貢献している。

〔団体の部〕

1. え ひ め け ん り つ
愛媛県立

う ち こ う と う が っ こ う
内子高等学校

お だ ぶ ん こ う
小田分校

(愛媛県)

- ・平成30・令和元年度の2年間にわたり、「金銭教育研究校」として、金融教育の推進を図るための実践・研究を実施。
- 金融教育研究指定校の委嘱を受ける前から、金融リテラシーの醸成に向け、多年にわたり活動している。
- 金融教育に視点をおいた教科指導、ホームルーム活動の実践、各種行事への参加など、綿密な計画の下、効果的な金融教育を展開し、金融知識の普及・向上に貢献。

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
NPO 法人キッズフリー	2023 年度通年	キッズフリーマーケット
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023 年度通年	くらしとお金の FP 相談室
日本証券業協会	2022/9～2023/2	はじめての資産運用講座
株式会社日本教育新聞社	2022/10/1～ 2022/11/30	18 歳成人オンラインフェア
一般社団法人日本金融教育推進協会	2022/10/19～ 2022/10/26	副業、起業、移住...キャリア設計のために知っておきたいお金の知識-ピリカスクプ特別編 お金の勉強会
一般社団法人投資信託協会	2022/10/26～ 2022/11/29	中小企業を応援するマネーセミナー
福岡大学ベンチャー企業論ミライノプロジェクト	2022/11/14	ミライノ教室
家計簿普及促進委員会	2022/11/16	第 5 回家計簿のタベ
NPO 法人金融知力普及協会	2023/2/25～ 2023/2/26	エコノミクス甲子園
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023/3/21	パーソナルファイナンスセミナー
一般社団法人日本金融教育推進協会	2023/3/22～ 2023/3/28	Global Money Week 2023 special event by Japan Financial Education Association
一般社団法人全国銀行協会	2023/4～2023/12 末	職域における NISA 促進のためのチラシ作成
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023/5/1～2024/3	小学生「夢をかなえる」作文コンクール

主 催	開催日(期間)	事 業 等 の 名 称
公益財団法人生命保険文化センター	2023/5/11～ 2023/11/17	第 61 回中学生作文コンクール
株式会社日本経済新聞社	2023/5 中旬～ 2024/3 中旬	中学生・高校生・大学生のための株式学習コンテスト第 24 回日経 STOCK リーグ
一般社団法人投資信託協会	2023/5/23～ 2023/11/27	中小企業を応援するマネーセミナー
金融広報中央委員会	2023/6/1～2023/12 中旬	「お金の作文」コンクール
金融広報中央委員会	2023/6/1～2023/12 中旬	「金融と経済を考える」高校生小論文コンクール
金融広報中央委員会	2023/6/1～2023/12 中旬	金融教育に関する実践報告コンクール
一般社団法人日本 CFA 協会	2023/6/11～ 2023/6/25	日本 CFA 協会エシックス・チャレンジ 2023
一般社団法人投資信託協会	2023/6/15～2023/12	資産形成学生論文アワード 2023
株式会社読売新聞	2023/6/24	未来のマネーフェス ～楽しく学べる金融経済教育
金融広報中央委員会	2023/7/27	先生のための金融教育セミナー
日本証券業協会	2023/6～2024/2	はじめての資産運用講座
株式会社日本経済新聞社	2023/6 前後～ 2024/3	NIKKEI 100 年の資産形成 2023
全国公民科・社会科教育研究会	2023/7/27	証券・経済セミナー
日本証券業協会	2023/8/8～ 2023/8/18	教育関係者向け金融経済セミナー
株式会社イー・カンパニー	2023/8/19～ 2023/9/3	金融教育サミット
NPO 法人日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2023/9/1～ 2023/11/30	FP の日

第5節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

I 顧客本位の業務運営に関する原則

1. 経緯

当庁は、国民の安定的な資産形成を図るためには、金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用等を行う全ての金融機関等（以下、「金融事業者」）が、インベストメント・チェーンにおけるそれぞれの役割を認識し、顧客本位の業務運営に努めることが重要であるとの認識のもと、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」という。）」を策定・公表した。さらに、「金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書-顧客本位の業務運営の進展に向けて-」（2020年8月5日公表）を踏まえ、2021年1月15日に原則を改訂した。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みについて

（1）金融事業者における顧客本位の業務運営に係る取組みの「見える化」

金融事業者の顧客本位の業務運営への取組みを見える化し、よりよい取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムを実現するため、原則を採択し、原則の項目ごとに自らの「取組方針¹」等の記載内容との対応関係を明らかにしている金融事業者の一覧である「金融事業者リスト²」を公表した（直近は、2023年6月）。

また、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI（2022年3月末基準）」、「外貨建保険の販売会社における比較可能な共通KPI（2022年3月末基準）」に関する報告があった者の計数を取りまとめ、その分析結果を公表した（直近は、2023年6月）。

（2）金融審議会 顧客本位タスクフォースにおける検討

2022年6月公表の金融審議会「市場制度ワーキング・グループ中間整理」において残された課題の一つである「経済成長の成果の家計への還元促進」及び、第50回金融審議会総会（同年9月）における金融担当大臣の諮問（「顧客本位の業務運営、金融経済教育等について、幅広く検討を行うこと。」）について検討を行うため、市場制度ワーキング・グループの下に「顧客本位タスクフォース」を新たに立ち上げた上で、以下の検討を実施した。

- ① 金融事業者全体による顧客本位の業務運営の取組みの定着・底上げを図るための方策について検討を行った。
- ② 顧客が適切な金融商品を選択できるようにするため、利益相反事項に関する情報の顧客への提供のルール化について検討を深めた。

¹ 顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針（顧客本位の業務運営に関する原則「原則1」）

² 金融事業者リストの更新について、2023年6月末基準から、これまでの(1)原則と取組方針の対応関係に加えて、(2)取組状況の公表と、(3)原則と取組状況の対応関係も確認対象とする旨を公表（2023年4月）。

- ③ 顧客にとって必要な情報が分かりやすく提供されるよう、デジタルツールを活用した情報提供の充実に向けた制度面の検討を行った。
- ④ 顧客の立場に立ったアドバイスを適切に受けられる環境を整備するため、顧客の立場に立ったアドバイザーの見える化や、こうしたアドバイス・サービスが持続可能なビジネスとして成立するための支援の可能性について検討を行った。
- ⑤ 資産運用会社等のプロダクトガバナンスの推進や、その確保のためのガバナンスの強化に必要な検討を深めた。

(3) 「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の提出

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「顧客本位タスクフォース」中間報告の提言等を踏まえ、金融事業者等による顧客等の最善の利益を考えた業務運営の確保、顧客属性に応じた説明義務や顧客への情報提供におけるデジタル技術の活用等の措置を講ずる「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を国会に提出した。

(4) 投資助言業の兼業に係る環境整備

「市場制度ワーキング・グループ中間整理」の提言を踏まえ、証券会社等の投資助言業の兼業に係る環境整備を行うため、2022 年 12 月に金融商品取引業等に関する内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した。

Ⅱ N I S Aの普及・利用促進について

1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。N I S A利用者は成人人口の2割に届いていないほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

2. 具体的な取組み

(1) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてN I S Aセミナーを行った。また、財務局とも連携し、地方公共団体、商工団体等に対し、職域資産形成セミナー実施等の働きかけを行った。

(2) 政府広報オンライン等を通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、様々な媒体を通じた広報を積極的に行うことが効果的である。2018年に決定したつみたてN I S A公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてN I S Aについて、その背景、必要性、内容などを広く国民に知っていただくべく、テレビやラジオを用いた政府広報を行った。

(3) イベントを通じた広報

2022年7月8日には、N I K K E I 100年の資産形成オンラインセミナーとして、つみたてN I S Aではじめの一歩を踏み出そう！with マネーのまなびを開催し、「これからのライフプランを考えるとときに備えたい資産形成の考え方」をテーマに、各有識者とパネルディスカッションを行った。

3. 制度の利用状況等

N I S Aの利用状況は、一般N I S AとつみたてN I S Aを併せて、口座開設数が約1,874万口座、買付額が約31.6兆円(2023年3月末時点)となっている。そのうち、つみたてN I S Aの利用状況は、口座開設数約783万口座、買付額が約3兆2,396億円(2023年3月末時点)となった。また、利用者の特徴をみると、2023年3月時点で、一般N I S Aは利用者の約7割が50代以上のシニア層であった。一方、つみたてN I S Aは利用者の約7割が20代～40代の若年層であり、2018年1月の制度開始以降、特に20代、30代を中心に口座数が増加している。

また、投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 -2022 年（令和4年）NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知率は75.2%（前年より4.0ポイント増加）、制度内容の認知率は28.6%（前年より0.9ポイント増加）となった。

第6節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

政府においては、「規制改革推進会議」やその下に設置されたWG等において、規制・制度改革に関する議論が進められ、各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定されている。このうち、デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し等については、2021年11月に設立された「デジタル臨時行政調査会」において議論・検討が進められている。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民の声を集めて、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけるため、2020年9月に開設された「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り110番）」（2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」を改組）には、規制改革・行政改革に関する提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

2. 2022 事務年度に措置した規制・制度改革事項

（1）2022 年「規制改革実施計画」（2022 年6月7日閣議決定、以下「2022 年実施計画」という）に盛り込まれた事項

II 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

（1）目視に係る規制の見直し

1 目視規制の見直しの着実な推進

（2）実地監査に係る規制の見直し

2 実地監査規制の見直しの着実な推進

（3）定期検査・点検に係る規制の見直し

4 定期検査・点検規制の見直しの着実な推進

（4）常駐・専任に係る規制の見直し

5 常駐・専任規制の見直しの着実な推進

（5）書面掲示に係る規制の見直し

8 書面掲示規制の見直しの着実な推進

（6）対面講習に係る規制の見直し

9 対面講習規制の見直しの着実な推進

（7）往訪閲覧・縦覧に係る規制の見直し

- 10 往訪閲覧・縦覧規制の見直しの着実な推進
- (8) 申請・届出・交付・通知に書面・対面を求める規制の見直し
 - ・行政手続デジタル化の基盤整備
 - 11 共通基盤の整備
 - 12 情報連携基盤の整備
 - 13 情報システム調達を通じたデジタル化の推進
 - ・行政手続のオンライン化の推進
 - 14 行政手続のオンライン化の推進
 - 15 性質上オンライン化が適当でないとされた手続の検証
 - ・行政の手続におけるキャッシュレス化の推進
 - 17 行政の手続におけるキャッシュレス化の推進
 - ・行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組みの推進
 - 18 行政手続におけるオンライン利用率を大胆に引き上げる取組みの推進

5. 個別分野の取組

＜スタートアップ・イノベーション＞

(1) スタートアップに関する規制・制度の見直し

- 3 経営者保証制度に関する取組み
- 4 事業成長担保権の創設・整備について

＜デジタル基盤＞

(1) 社会のデジタル化の基盤整備

- 2 インターネットバンキングの利用促進

※詳細については「規制改革フォローアップ（2023 年 6 月 1 日規制改革推進会議公表）」参照

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/followup/230601/followup.pdf>

- (2) 「規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）」に寄せられた提案に関する規制の見直し

金融庁関連の提案について、2022 事務年度においては、185 件の回答を行い、その一部については、規制の見直しを行った。

※詳細については内閣府ホームページを参照

https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/hotline/h_index.html

3. 2023 事務年度に取り組む規制・制度改革事項

2023 年「規制改革実施計画」（2023 年 6 月 16 日閣議決定）に盛り込まれた以下の事項について、検討・措置等を行うこととしている。

Ⅱ 実施事項

1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(1) 7項目のアナログ規則等の見直し

3. 個別分野の取組み

<スタートアップ・イノベーション分野>

(1) スタートアップを促進する規制・制度見直し

1 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

4 個別資産に対する担保や経営者保証を前提としない新たな融資手法としての事業性に着目した担保制度の創設・整備

(6) 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

14 企業のコーポレートガバナンス強化及び人材確保に資する株式報酬の発行環境の整備

(11) 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方

20 金融商品取引における分かりやすく、国民の金融リテラシー向上の観点も踏まえた情報提供の在り方

<グリーン分野>

(2) 住宅等におけるエネルギーマネジメントの円滑化及び再生可能エネルギー発電設備の設置促進等

28 太陽光発電リースの住宅ローン上の扱いに関する金融機関への情報提供

また、規制改革・行政改革ホットライン（縦割り 110 番）に寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

4. 行政手続きにおけるオンライン利用の促進

行政手続きにおけるオンライン利用の促進については、「規制改革推進会議が示す考え方も踏まえ、短い期間でPDCAを回してオンライン利用率を大胆に引き上げる取組みを着実に推進する。」とされており、金融庁が所管している事業は、「役員又は主要株主の売買報告書の提出」と「少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出、少額短期保険募集人の役員又は使用人の届出事項の変更届出」の2事業である。

Ⅱ 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014 年 1 月 20 日施行）において、新事業へチャレンジする事

業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常、照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

2. 本制度の実績

2022 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、新事業特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としても、事業所管省庁から照会等はなかった。

第7節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

金融庁は、2013 年以降、成長戦略の一環として、コーポレートガバナンスの向上を図り、中長期的な企業価値の向上とその果実の家計（アセットオーナー）への還元という日本経済全体の好循環を実現するため、コーポレートガバナンス改革を推進している。（別紙1 参照）

2014 年2 月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定（2017 年5 月改訂・2020 年3 月再改訂）、2015 年6 月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定（2018 年6 月改訂・2021 年6 月再改訂）した。2015 年8 月以降は、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下「フォローアップ会議」という。）において、両コードの普及・定着状況のフォローアップと、コーポレートガバナンスの更なる充実に向けて必要な施策の議論・提言が行われている。

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のとおり進捗が見られる。

- ① 独立社外取締役を3 分の1 以上選任する企業の割合
2015 年：12.2%（東証一部） → 2023 年：93.7%（プライム市場）
- ② 指名委員会（法定・任意）を設置している企業の割合
2015 年：10.5%（東証一部） → 2023 年：85.7%（プライム市場）
- ③ 報酬委員会（法定・任意）を設置している企業の割合
2015 年：13.4%（東証一部） → 2023 年：87.6%（プライム市場）
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明した機関の数
2014 年6 月：127 機関 → 2023 年6 月：327 機関
- ⑤ 個別の議決権行使結果と行使理由を公表する機関数
2018 年12 月：20 機関 → 2023 年6 月：68 機関

こうしたなか、2022 年9 月に行われたニューヨーク証券取引所における岸田総理大臣の講演において、「とても大切な政策の一つは、コーポレートガバナンス改革だ。（中略）近々、世界中の投資家から意見を聞く場を設けるなど、日本のコーポレートガバナンス改革を加速化し、更に強化する。」との発言があった。

これも踏まえ、金融庁において、「ジャパン・コーポレート・ガバナンス・フォーラム」を設置し、海外投資家との意見交換を行ってきた。

当該フォーラムにおける意見や、昨事務年度実施した中間点検等を踏まえてコーポレートガバナンス改革の効果について検証し、フォローアップ会議（第28 回）での議論を経て、2023 年4 月、コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを公表した。（別紙2・3 参照）

また、近時、協働エンゲージメントの広がりや企業と投資家の建設的な対

話の重要性の高まり等、資本市場における環境変化を踏まえ、公開買付制度・大量保有報告制度・実質株主の透明性のあり方について様々な課題が指摘されている。

これを受けて、2023年3月2日開催の金融審議会総会・金融分科会において、公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について検討を行うことが諮問され、6月5日に第1回金融審議会「公開買付制度・大量保有報告制度等ワーキング・グループ」が開催された。（別紙4・5参照）

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

(別紙1)

2013年	6月	日本再興戦略 機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
2014年	2月	スチュワードシップ・コード策定
	6月	日本再興戦略 改訂2014 上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
2015年	6月	コーポレートガバナンス・コード適用開始 日本再興戦略 改訂2015 両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
	8月	スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議設置
2016年	6月	日本再興戦略 2016 コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。 そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
2017年	5月	改訂版スチュワードシップ・コード公表
	6月	未来投資戦略 2017 コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
	12月	新しい経済政策パッケージ 投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
2018年	6月	改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表 未来投資戦略 2018 環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
2019年	6月	成長戦略(2019年) 投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。
2020年	3月	再改訂版スチュワードシップ・コード公表
	7月	成長戦略フォローアップ(2020年) 「コーポレートガバナンス・コード」について、更なる中長期的な企業価値の向上を目指し、事業ポートフォリオ戦略の実施など資本コストを踏まえた経営の更なる推進(...(中略)...事業再編を促進するための実務指針との連携も検討する。)、上場子会社の取扱いの適正化を含むグループ・ガバナンスの強化、監査の信頼性の確保、中長期的な持続可能性(サステナビリティ)についての考慮や社外取締役の質の向上などの論点につき検討を行った上で2021年中に改訂を行う。
2021年	6月	再改訂版コーポレートガバナンス・コード、改訂版「投資家と企業の対話ガイドライン」公表 成長戦略実行計画(2021年) 中長期的な企業価値の向上に向けて、改訂されたコーポレートガバナンス・コードに基づき以下の取組を推進する。 取締役会がその機能を適切に発揮するため、プライム市場上場会社は、独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任する。 上場会社は、女性・外国人・中途採用者の管理職への登用等、中核人材の登用等における多様性確保についての考え方と自主的かつ測定可能な目標を示すとともに、その状況を開示する。
2023年	4月	「コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム」公表
	6月	新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版(2023年) コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラムを踏まえ、収益性・成長性やサステナビリティを意識した経営や、企業と投資家との建設的な対話を促していく。

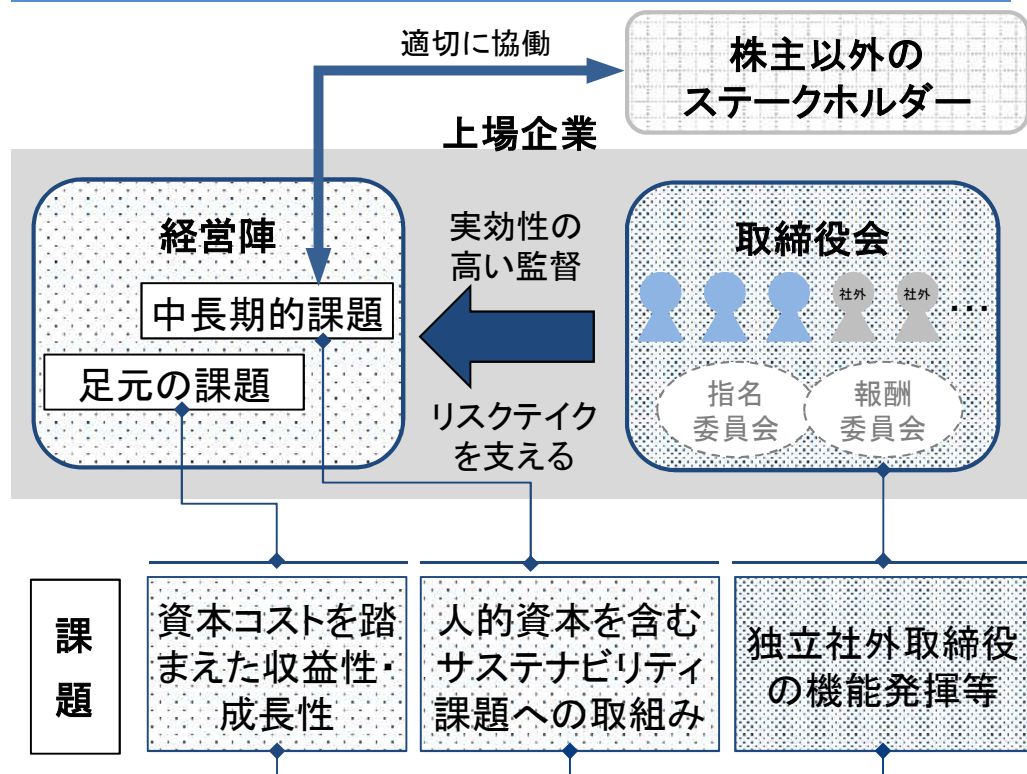
コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 概要①（別紙2）

- スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議において、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、今後の取組みに向けた考え方や具体的な取組み内容について、アクション・プログラムとして取りまとめ（2023年4月26日公表）。

今後の取組みに向けた考え方

- ・ コーポレートガバナンス改革の趣旨に沿った実質的な対応をより一層進展させるため、形式的な体制の整備ではなく、企業と投資家の建設的な対話の促進や、企業と投資家の自律的な意識改革の促進を主眼とする
- ・ 各コードの改訂時期については、必ずしも従前の見直しサイクルにとらわれることなく、コーポレートガバナンス改革の実質化という観点から、その進捗状況を踏まえて適時に検討する

1. 企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた課題



具体的な取組み内容

A) 収益性と成長性を意識した経営

資本コストの的確な把握やそれを踏まえた収益性・成長性を意識した経営（事業ポートフォリオの見直しや、人的資本や知的財産への投資・設備投資等、適切なリスクテイクに基づく経営資源の配分等を含む。）を促進する。

B) サステナビリティを意識した経営

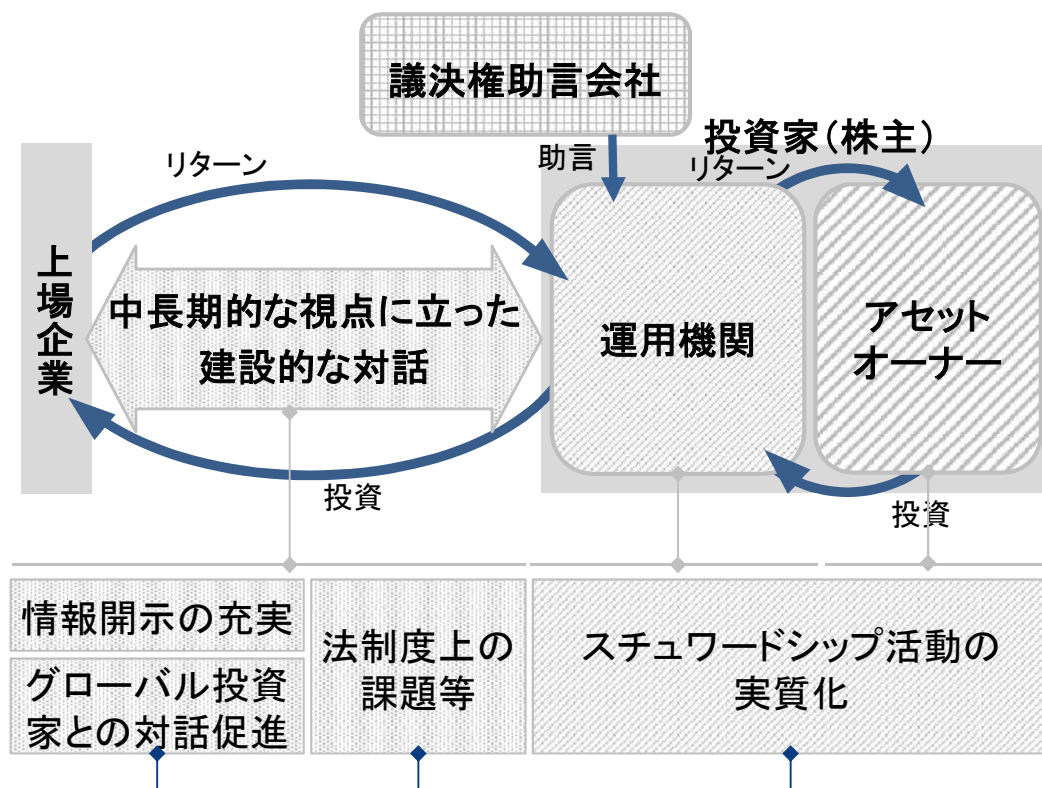
サステナビリティ開示の好事例集の公表等を通じて、サステナビリティ課題への取組みを促進する。
女性役員比率の向上（2030年までに30%以上を目標）等、取締役会や中核人材の多様性向上に向けて、企業の取組状況に応じて追加的な施策の検討を進める。

C) 独立社外取締役の機能発揮等

取締役会や指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する実態調査・公表や、独立社外取締役への啓発活動等を通じて、更なる機能発揮を促進する。

コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 概要② (別紙3)

2. 企業と投資家との対話に係る課題



具体的な取組み内容

A) スチュワードシップ活動の実質化

スチュワードシップ活動における課題(リソース、インセンティブ、アセットオーナーの体制等)の解決に向けて、運用機関・アセットオーナー等の取組みを促進する。

B) 対話の基礎となる情報開示の充実

対話状況の開示や、エクスプレインの好事例・不十分な事例の明示に取り組む。
投資家が必要とする情報を株主総会前に提供する方法や、投資家との対話の基礎となるよう企業のタイムリーな情報開示を促進する方法について検討を進める。

C) グローバル投資家との対話促進

グローバル投資家の期待に自律的・積極的に応える企業群の見える化や、英文開示の更なる拡充を通じて、グローバル投資家との対話を促進する。

D) 法制度上の課題の解決

大量保有報告制度における「重要提案行為等」「共同保有者」の範囲・実質株主の透明性・部分買付けに伴う少数株主保護のあり方について検討を進める。

E) 市場環境上の課題の解決

従属上場会社に関する情報開示・ガバナンスのあり方について検討を進めるとともに、政策保有株式の縮減の進捗をフォローアップし、必要に応じて更なる検討を進める。

公開買付制度・大量保有報告制度に関する主な導入・改正の経緯

(別紙4)

- 日本の公開買付制度は1971年に、大量保有報告制度は1990年にそれぞれ導入され、その後の市場環境の変化等を踏まえて改正されてきたが、2006年以降、大きな改正はなされていない。

1971年

- 米国の制度等を参考に公開買付制度を導入。10%以上の株券等を所有することとなる公開買付け(不特定かつ多数の者に対する市場外での買付勧誘)を行う場合に、公開買付届出書の提出等が必要とされた。

1990年

- 公開買付制度における10%基準が5%基準に見直されるとともに、英国の制度等を参考に3分の1ルール(3分の1超の株券等を取得する場合には、少数の者からの買付けであっても公開買付けによらなければならない)を導入。ただし、市場外取引のみを適用対象としたほか、全部買付義務を課さないなど、英国の制度等を一部採用せず。
- 米国の制度等を参考に大量保有報告制度を導入。

2005-
2006年

- 公開買付制度における3分の1ルールの適用対象に立会外市場内取引(ToSTNeT取引等)を含めるほか、株券等所有割合が3分の2以上となる公開買付けについて、全部買付義務が課された。
- 大量保有報告制度における特例報告制度の適用範囲を明確化するとともに、EDINETによる提出義務化などが定められた。

- 近時の市場環境の変化に伴い、公開買付制度・大量保有報告制度について様々な課題が指摘されているとともに、実質株主の透明性の在り方についても課題が指摘されている。

環境変化

主な課題・指摘

公開買付制度

- ・ 市場内取引等を通じた非友好的買収事例の増加
- ・ M&Aの多様化

- 公開買付規制の適用範囲(市場内取引の取扱い、閾値等)の見直し
- 公開買付けの強圧性を解消・低減させるための方策
- 公開買付規制の柔軟化

大量保有報告制度

- ・ パッシブ投資の増加
- ・ 協働エンゲージメントの広がり
- ・ 企業と投資家の建設的な対話の重要性の高まり

- 特例報告制度の適用要件の明確化
- 共同保有者の範囲の明確化
- 現金決済型エクイティ・デリバティブ取引の取扱いの明確化

実質株主の透明性

- 実質株主の透明性を図るための方策

第8節 自然災害等の被災者への対応

I 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

地震や暴風、豪雨等の様々な自然災害により被災した個人債務者の生活や事業の再建を支援するため、2015年9月2日に金融機関等団体の関係者等や、学識経験者等の関係機関により構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足した。同研究会において、東日本大震災での経験も踏まえながら、自然災害により被災した個人債務者の債務整理に関する金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」という。）が同年12月25日に策定され、2016年4月1日に運用が開始された。

なお、東日本大震災の被災者の私的整理による債務免除に係る金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として策定された「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」については、2021年4月1日に自然災害ガイドラインに統合され、引き続き、同ガイドラインに基づき東日本大震災の被災者支援を行うこととされた。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、失業や収入・売上が大きく減少することなどによって、住宅ローンや事業性ローン等の既往債務の返済が困難となる個人や個人事業主の生活や事業の再建を支援するため、同研究会において、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人債務者の債務整理に関する、金融機関等関係団体の自主的自律的な準則として、『「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則』（以下「コロナ特則」という。）が2020年10月30日に策定され、同年12月1日に運用が開始された。（別紙1、2参照）

2022 事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく自然災害ガイドライン等を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、自然災害ガイドライン等の活用促進に関して、政府広報オンラインの活用、地方公共団体や金融機関を通じたチラシ配布などによる周知広報を実施した。

（参考）自然災害ガイドライン等の運用状況（2023年6月30日時点）

	自然災害 (2016年4月～)	コロナ特則 (2020年12月～)	合計
委嘱件数	1,214	2,394	3,608
うち手続き中	26	520	546
債務整理成立件数	591	361	952

Ⅱ 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用及び機構等が支援決定を行った事業者の事業再生に向けた支援に継続的に貢献していくよう促してきた。

(参考)

(2023 年 6 月 30 日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設 立	2011 年 11 月 11 日	2011 年 12 月 27 日	2011 年 12 月 28 日	2011 年 11 月 30 日	2012 年 3 月 28 日
買取決定	110 先	144 先	49 先	20 先	16 先

	東日本大震災事業者再生支援機構
設 立	2012 年 2 月 22 日
支援決定	747 先

※ 東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定の申込受付は、2021 年 3 月に終了。

Ⅲ 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等における 2022 年 3 月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年 9 月 22 日に、同年 9 月期（11 金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については 2023 年 3 月 3 日に、報告内容を公表した。（詳細は「第 3 部第 9 章第 5 節」参照）

Ⅳ 2022 事務年度に発生した自然災害への対応

2022 年 7 月以降の大雨や 2023 年石川県能登地方を震源とする地震等の発災後、災害救助法の適用を受けた際には、速やかに関係金融機関等に対し、迅速かつ的確に被災者の便宜を考慮した「金融上の措置」を講じるよう要請した。

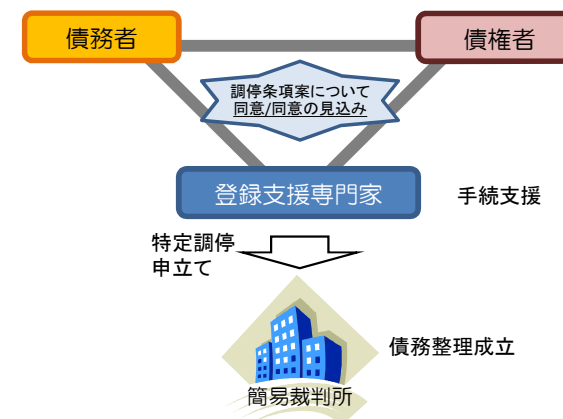
金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。（別紙 3 参照）

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」について (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

(別紙1)

■ ガイドラインの概要

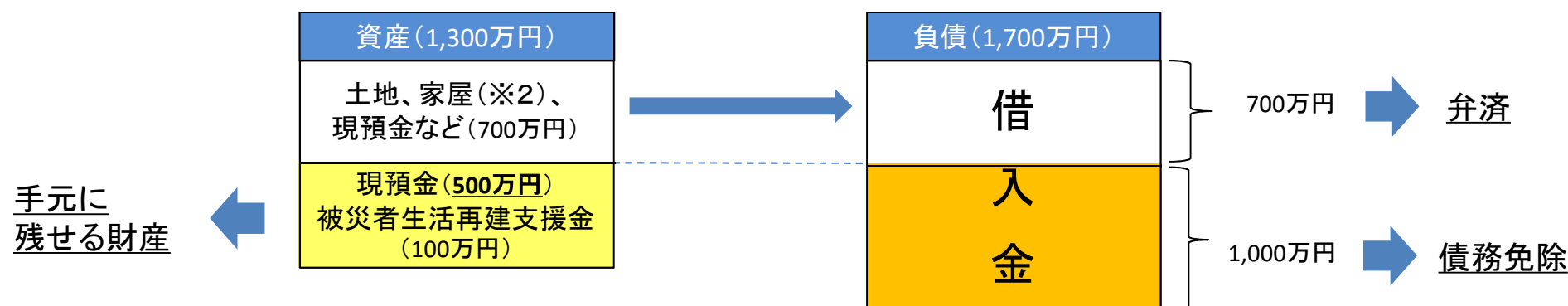
- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。



■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

■ 債務整理のイメージ(例) ※1



※1 上記の例はあくまでもイメージであり、実際に債務の免除等を受けるためには、ガイドラインに定める一定の要件を満たす必要があり、債務免除の額等については、債務者の被災状況、生活状況などの個別事情により異なる。

※2 保有する資産(自宅跡地等)については、「公正な価額」(時価に相当する額)を分割弁済することにより、換価・処分せずに手元に残すことが可能。

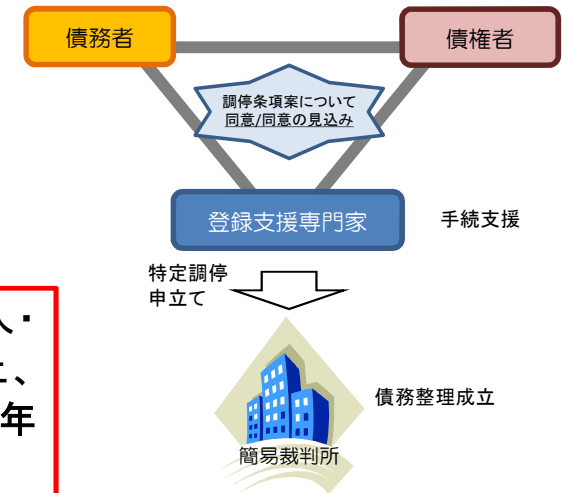
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた個人・個人事業主に対する 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」による支援のための特則について (令和2年10月30日制定、令和2年12月1日適用開始)

■ 自然災害ガイドラインの概要とコロナ特則

- 自然災害ガイドラインは、全国銀行協会等による民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国自然災害による個人の被災者を対象とし、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な破産手続によらず債務免除等を受けることが可能。



新型コロナウイルス感染症の影響を受け、法的整理の要件に該当することになった個人・個人事業主についても、同ガイドラインの支援対象に追加するため、関係機関と調整の上、令和2年10月30日に特則を制定・公表し、生活や事業の再建の支援を実施する(令和2年12月1日より適用開始)。



■ コロナ特則の支援対象

- 新型コロナウイルス感染症が指定感染症に指定された令和2年2月1日を基準日とし、同日以降に失業や収入・売上が大きく減少するなどにより、債務が弁済困難となるなど、法的整理の要件に該当する個人・個人事業主が支援対象。

■ 主なポイント

- 従来の支援スキームに加え、民事再生法の住宅資金特別条項と同様の支援スキーム(※)の導入により、住宅を手放すことなく生活や事業の再建ができる。
※住宅資金特別条項による支援スキーム:住宅資金貸付債権(住宅ローン)については、従来どおり又はリスケジュールして弁済を継続することにより、住宅を手放すことなく、住宅ローン以外の債務を整理することができるしくみ。
- 特別定額給付金等の差押禁止財産に加え、財産の一部をローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人情報として登録されないため、その後の新たな借入に影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

災害救助法適用の状況（2022年7月1日～2023年6月30日）

○令和4年7月14日から大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
宮城県	7月15日（7月16日）	東北財務局	7月19日

○令和4年8月3日から大雨

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
山形県	8月3日（8月3日）	東北財務局	8月4日
新潟県	8月3日（8月4日）	関東財務局	8月4日
石川県	8月4日（8月4日）	北陸財務局	8月5日
福井県	8月4日（8月5日）	北陸財務局	8月5日
青森県	8月9日（8月9日）	東北財務局	8月10日

○令和4年台風第14号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
山口県	9月18日（9月18日）	中国財務局	9月20日
高知県	9月18日（9月18日）	四国財務局	9月20日
熊本県	9月18日（9月18日）	九州財務局	9月20日
大分県	9月18日（9月18日）	九州財務局	9月20日
宮崎県	9月18日（9月18日）	九州財務局	9月20日
鹿児島県	9月17日（9月17日）	九州財務局	9月20日
福岡県	9月18日（9月18日）	福岡財務支局	9月20日
佐賀県	9月18日（9月18日）	福岡財務支局	9月20日
長崎県	9月18日（9月18日）	福岡財務支局	9月20日

○令和4年台風第15号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
静岡県	9月23日（9月24日）	東海財務局	9月26日

○令和4年12月17日から大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
新潟県	12月19日（12月19日）	関東財務局	12月20日

○令和4年12月22日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
北海道	12月23日（12月23日）	北海道財務局	12月26日
新潟県	12月22日（12月24日）	関東財務局	12月26日

○令和4年山形県鶴岡市の土砂崩れ

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
山形県	12月31日（12月31日）	東北財務局	1月4日

○令和5年1月24日からの大雪

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
鳥取県	1月25日（1月25日）	中国財務局	1月25日

○令和5年石川県能登地方を震源とする地震

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	5月5日（5月5日）	北陸財務局	5月6日

○令和5年梅雨前線による大雨及び台風第2号

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
埼玉県	6月2日（6月3日）	関東財務局	6月5日
静岡県	6月2日（6月3日）	東海財務局	6月5日
茨城県	6月2日（6月5日）	関東財務局	6月6日
和歌山県	6月2日（6月5日）	近畿財務局	6月6日

第9節 新型コロナウイルス感染症への対応

I 民間金融機関による事業者支援促進等のための施策

新型コロナウイルス感染症の影響や世界的な物価高騰等への対応等様々な課題に直面する中、金融庁は、事業者の資金繰りに支障が生じないように、返済猶予や条件変更等の資金繰り相談に丁寧かつ適切に対応するよう累次の要請を行ったほか、金融機関との取引に係る相談窓口で受け付けた相談に関する事実関係の確認と、適切な対応の働きかけなどに取り組んだ。こうした中、金融機関においては、既往債務の条件変更等の資金繰り支援に積極的に応じており、条件変更の応諾率は約99%で推移している。(別紙1参照)

さらに、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ、資金繰り等の事業者支援の継続・拡充を図るため、2022年3月4日に策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」(別紙2参照)の取組みを更に加速させた「中小企業活性化パッケージNEXT」(別紙3参照)を関係省庁と連携のうえ策定し、9月8日に公表した。また9月9日には、同パッケージNEXTに掲げられた施策等も活用し、事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めるよう、金融機関に対して要請を行った。(別紙4参照)

Ⅱ 事業者支援態勢構築プロジェクト

事業者の経営改善・事業再生・事業転換等の取組みを、金融機関、信用保証協会、商工団体、地方自治体、中小企業活性化協議会、中小企業基盤整備機構、地域経済活性化支援機構（REVIC）、税理士等の地域の関係者が連携・協働し、一体的かつ包括的に推進することが重要である。

こうした観点から、財務局が経済産業局と連携し、都道府県ごとの事業者の支援にあたっての課題と対応策を関係者間で共有する「事業者支援態勢構築プロジェクト」を推進した。具体的な取組事例は以下の通り。

ひとつの財務局・財務事務所では、県庁所在地以外においても商工団体と金融機関や支援機関の連携を深めるべきとの問題意識を踏まえ、県内各地域で、商工会議所の経営指導員と官民金融機関の営業店職員等を対象に、現場の取組みや地域課題についての意見交換会を開催。

ひとつの財務局・財務事務所では、事業承継に関する主な相談相手が顧問税理士であり、税理士を起点とした支援機関の連携強化が重要になるとの認識から、税理士会や自治体、経済産業局と連携し、事業承継・引継ぎ支援センター、官民金融機関等が、税理士に対し、事業承継支援に関する業務や態勢、具体的事例等を紹介する説明会を開催。

Ⅲ 国際的な連携

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた規制・監督上の対応等について、国際機関・海外当局等との間で迅速に情報共有を行った。また、国際基準設定主体等における新型コロナウイルス感染症対応に関する議論にも積極的に貢献した。

1. G20

G20においては、首脳会合や複数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、議長総括・首脳宣言が発出された。2022年7月以降に公表された議長総括・首脳宣言における主な関連記述の抜粋は、以下のとおり。

① G20 財務大臣・中央銀行総裁会議議長総括（2022年7月16日）

- （前略）我々は、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関する金融安定理事会（F S B）の中間報告書を歓迎し、11月の首脳サミットに先立つ最終報告書の政策検討に期待する。（後略）

② G20 財務大臣・中央銀行総裁会議議長総括（2022年10月13日）

- （前略）我々は、11月の首脳サミットに先立つ、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関するF S Bの最終報告書及びその金融安定上の課題に関する結論に期待する。（後略）

③ G20 サミット首脳宣言（2022年11月16日）

- （前略）我々は、2022年末までに、金融セクターにおける出口戦略及び新型コロナウイルスの傷跡化する効果に関するF S Bの最終報告書及びその金融安定上の課題に関する結論がまとまることを歓迎する。（後略）

2. 金融安定理事会（F S B）

F S Bは、新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、実体経済を支援し、金融システムの安定性を維持し、市場の分断化のリスクを最小限に抑える観点から、新型コロナ対応に関する「F S B原則（※）」に則って国際協調を行うべきことを2020年4月のG20向け報告書で公表、G20財務大臣・中央銀行総裁の支持を得た。F S Bは、同原則に基づき、金融安定上の脅威の動向及び金融当局による政策対応に係る定期的な情報交換、金融安定性リスクや脆弱性の現状評価、並びに金融安定や開かれた市場、金融システムによる経済成長への支援を維持するための連携を行ってきた。

※新型コロナ対応に関する「F S B原則」：①金融安定性リスクの適時な監視・情報共有、②国際基準に内在する柔軟性の認識と活用、③企業・当局の負担軽減

の追求、④国際基準への整合性確保と改革巻戻しの回避、⑤一時的措置の解除に際しての協調

2022 事務年度には、2022 年 7 月に「金融セクターにおける公平な回復を支援するための出口戦略及び新型コロナウイルス感染症の傷跡化する効果への対処：中間報告書」を公表、同月の G20 財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。また、同年 11 月「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う金融面での政策対応：金融セクターにおける公平な回復の支援と傷跡化する効果への対処：最終報告書」を公表、G20 サミットで歓迎された。同報告書では、新型コロナウイルス感染症への各法域の政策対応と出口戦略等について整理した上で、グローバルに公平な回復の実現に向けた今後の F S B の取組みが示されている。

3. バーゼル銀行監督委員会（B C B S）

B C B S は、金融危機後のバーゼル規制改革が銀行システムにもたらした影響の評価に関する作業の一環として、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行の初期の経験に基づき、同規制改革が銀行の強靱性と行動に及ぼした影響の評価を行い、2021 年 7 月に、「バーゼル規制改革に関する Covid-19 パンデミック初期の教訓」と題する報告書を公表した。2022 年 10 月、この報告書において示された、Covid-19 パンデミック時のバーゼル枠組みにおける資本・流動性バッファの使用可能性やシクリカリティといった論点について実施した追加的な影響評価の結果を取りまとめ、「バーゼル枠組みにおけるバッファの利用可能性とシクリカリティ」と題する報告書を公表した。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
主要行等(9)	209,191	193,709	5,814	5,408	4,260	97.1%
地域銀行(100)	1,067,787	1,020,609	7,795	20,808	18,575	99.2%
その他の銀行(76)	1,449	1,265	106	16	62	92.3%
合計(185)	1,278,427	1,215,583	13,715	26,232	22,897	98.9%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み	実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	A/(A+B)
主要行等(9)	27,641	24,098	938	506	2,099	96.3%
地域銀行(100)	56,414	48,719	1,567	833	5,295	96.9%
その他の銀行(76)	2,067	1,598	97	25	347	94.3%
合計(185)	86,122	74,415	2,602	1,364	7,741	96.6%

- ・ 主要行等とは、みずほ銀行、みずほ信託銀行、三菱UFJ銀行、三菱UFJ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、SBI新生銀行、あおぞら銀行をいう。
- ・ 地域銀行とは、地方銀行、第二地方銀行及び埼玉りそな銀行をいう。
- ・ その他の銀行とは、主要行等・地域銀行を除く国内銀行、外国銀行支店、整理回収機構をいう。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が中小企業者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	873,591	839,420	4,466	14,622	15,083	99.5%
信用組合(146)	149,119	144,819	395	1,718	2,187	99.7%
労働金庫(14)	17	17	0	0	0	100.0%
信農連・信漁連(43)	4,474	4,334	23	53	64	99.5%
農協・漁協(614)	9,779	9,432	31	94	222	99.7%
合計(1072)	1,036,980	998,022	4,915	16,487	17,556	99.5%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

貸付条件の変更等の状況について
(令和2年3月10日から令和5年6月末までの実績)

[債務者が住宅資金借入者である場合]

(単位：件)

	申込み					A/(A+B)
		実行(A)	謝絶(B)	審査中	取下げ	
信用金庫(255)	34,154	31,844	318	577	1,415	99.0%
信用組合(146)	6,323	6,054	50	60	159	99.2%
労働金庫(14)	7,273	6,419	310	77	467	95.4%
信農連・信漁連(43)	86	77	1	4	4	98.7%
農協・漁協(614)	5,832	5,502	20	59	251	99.6%
合計(1072)	53,668	49,896	699	777	2,296	98.6%

- ・ 信用金庫には信金中央金庫の計数を含む。
- ・ 信用組合には全国信用協同組合連合会の計数を含む。
- ・ 労働金庫には労働金庫連合会の計数を含む。
- ・ 信農連・信漁連はそれぞれ信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会の略。農林中央金庫の計数を含む。
- ・ 農協・漁協はそれぞれ農業協同組合、漁業協同組合の略。
- ・ 労働金庫、信農連・信漁連、農協・漁協については令和2年3月13日から令和5年6月末までの実績を記載。
- ・ 左端の欄中の括弧内は、令和5年6月末時点の金融機関数。
- ・ 件数は、貸付債権ベース。

- 日本の企業数の99.7%、雇用の7割を占める中小企業は成長と分配の好循環のエンジン。
- **足下では**、事業復活支援金や資金繰り支援等を通じて中小企業の事業継続を強力に支援するとともに、官民金融機関が条件変更等の柔軟な対応を実施^(*)。^(*) 政府としても累次にわたり要請しており、条件変更の応諾率は約99%（21年12月末）
- こうした中、**年度末の資金繰り支援の徹底を官民金融機関に要請**するとともに、感染状況等を踏まえ、**融資期間の延長**をした上で**実質無利子・無担保融資、危機対応融資を6月末まで継続**。さらに、**日本公庫の資本性劣後ローンも来年度末まで継続**。
- 併せて、債務に苦しむ状態が長く続けば、十分な人材投資、設備投資が困難となり、成長と分配の好循環が停滞するおそれ。このため、**増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策を展開する**。

I. コロナ資金繰り支援の継続

年度末の資金需要への対応

①年度末の事業者の資金繰り支援等のための金融機関との意見交換・要請

→ 年度末の資金繰り支援等の徹底について、内閣府特命担当大臣（金融）及び経済産業大臣より金融機関に要請。

②セーフティネット保証4号の期限延長

→ 一般枠（上限2.8億円、80%保証）に上乗せした別枠保証（上限2.8億円、100%保証）の期限を延長【3月1日まで→**6月1日まで**】

来年度以降の資金需要への対応

①実質無利子・無担保融資、危機対応融資の継続等

→ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて業況が悪化している事業者に対する実質無利子・無担保融資、危機対応融資^(*)の期限を延長【今年度末→**6月末まで**】

^(*) 商工中金と日本政策投資銀行による融資・資本性劣後ローン

→ 返済負担を軽減するための融資期間の延長【運転資金15年→**20年**】

②日本政策金融公庫の資本性劣後ローンの継続

→ 民間金融機関が自己資本とみなすことができる日本政策金融公庫の資本性劣後ローン（最大20年元本据置、上限額10億）を継続【**来年度末まで**】

③納税や社会保険料支払いの猶予制度の積極活用・柔軟な運用

→ 納税緩和制度に基づく猶予及び社会保険料の支払猶予制度（延滞税や延滞金を0.9%に軽減）の柔軟な運用（原則担保不要、口頭での事情説明も可など）を継続

中小企業活性化パッケージ

～コロナ資金繰り支援の継続と収益力改善・事業再生・再チャレンジの促進～

2022年3月4日
経済産業省
金融庁
財務省

Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

① 認定支援機関による伴走支援の強化

→ 収益力改善に向けた計画策定に加え、認定支援機関による**計画実行状況のフォローアップや助言等を強化**【22年4月～】

② 協議会による収益力改善支援の強化

→ ポストコロナを見据え、中小企業再生支援協議会において、コロナ禍で緊急的に実施している特例リスク支援を**収益力改善支援にシフト**【22年4月～】

事業再生フェーズ

① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充

→ **コロナの影響が大きい業種（宿泊、飲食等）を重点支援**するファンドの組成、ファンド空白地域の解消を促進
【順次】

② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設

→ 再生事業者が優先採択される枠を創設し、収益力の向上を促進【22年春頃～】
・ 補助率：3/4（中堅2/3）
・ 補助上限額：従業員規模により500万～1500万円

③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定

（経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和）

→ 数百人規模の民間専門家（弁護士等）を活用し支援
→ ガイドラインに基づく**計画策定費用の支援制度を創設**
【22年4月～】

再チャレンジフェーズ

① 経営者の個人破産回避のルール明確化

→ **個人破産回避に向け**、「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務整理の申出を受けた場合には、**金融機関が誠実に対応する、との考え方を明確化**【21年度中】

② 再チャレンジに向けた支援の強化

→ 経営者の再チャレンジに向け、中小機構の人材支援事業を**廃業後の経営者まで拡大**【22年4月～】
→ 中小機構において、**廃業後の再チャレンジに向けた専門家支援を展開**【順次】
→ 公庫の再チャレンジ支援融資を拡充【22年2月～】

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

→ 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、**収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置**。
→ 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しみ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

～経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充と収益力改善・事業再生・再チャレンジの更なる加速～

- 増大する債務に苦しむ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促す総合的な支援策等を展開するため、本年3月、「中小企業活性化パッケージ」(資金繰り支援、収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援)を公表。
- その後、「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（本年4月26日）」により、日本公庫等の実質無利子・無担保融資等の期限を本年9月まで延長。
- 事業再構築などの前向きな取組に対する資金需要に応えるとともに、コロナ貸付の申請件数等を踏まえ、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ（伴走支援型特別保証の上限引上げ、スーパー低利・無担保融資の継続・貸付上限の引上げ、無利子・危機対応融資の終了等）、コロナ融資の返済負担軽減策の検討などコロナ資金繰り支援の継続・拡充を図る。
- また、物価高騰対策として、価格転嫁の促進と併せて、セーフティネット貸付の金利引下げ措置の期限を延長する。
- 更に、中小企業活性化協議会等による収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援を更に加速させるための措置を講じる。

I. 経済環境の変化を踏まえた資金繰り支援の拡充

ポストコロナに向けた段階的移行

① 伴走支援型特別保証の拡充

→ 金融機関による伴走支援を条件に、保証料を引き下げる（0.85%→0.2%等）特別保証（100%保証等、年度末まで）について、前向き投資を促すために保証限度額を引き上げ【6,000万円→1億円】

※前向き投資には事業再構築補助金や生産性革命推進事業等が活用可能(参考参照)

② 日本公庫等のスーパー低利・無担保融資の継続【来年3月末まで】・拡充＋無利子・危機対応融資（商工中金・政投銀）の終了（9月末申込分まで）

→ 低利融資の対象となる貸付限度額を引き上げ【3億円→4億円（中小事業）】

→ スーパー低利・無担保融資（コロナ特貸）の期限を延長【9月末→年度末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.16%、国民事業：0.31%

コロナ資金繰り支援等の継続・拡充

① セーフティネット保証4号（別枠（上限2.8億円）、100%保証）の期限延長【9月末→12月末まで】

② セーフティネット貸付（物価高騰対策）の金利引下げ（▲0.4%）期限延長【9月末→12月末まで】

※貸付期間5年 中小事業：0.66%、国民事業：1.41%

③ 借換保証など、中小企業の返済負担軽減策の検討

④ 事業者の資金繰り支援等のための金融機関等への要請

Ⅱ. 中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援

収益力改善フェーズ

- ① 認定支援機関による伴走支援の強化
- ② 中小企業活性化協議会による収益力改善支援の強化

事業再生フェーズ

- ① 中小機構が最大8割出資する再生ファンドの拡充
- ② 事業再構築補助金に「回復・再生応援枠」を創設
- ③ 中小企業の事業再生等のガイドラインの策定
(経営者退任原則、債務超過解消年数要件等を緩和)

再チャレンジフェーズ

- ① 経営者の個人破産回避のルール明確化
- ② 再チャレンジに向けた支援の強化

収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する体制の構築

- 全国47都道府県にある中小企業再生支援協議会を関連機関と統合し、収益力改善・事業再生・再チャレンジを一元的に支援する「中小企業活性化協議会」を設置。
- 中小企業活性化協議会がハブとなって金融機関、民間専門家、各種支援機関とも連携し、苦しみ中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジを地域全体で推進。

更に加速するための追加措置

○収益力改善支援実務指針の策定

- 支援機関向けに、収益力改善支援の実務指針を策定。経営改善計画策定支援事業と連携し、実効性を確保。

①再生ファンドの組成を促す優先分配スキームの創設

- 中小機構が出資する再生ファンドについて、民間出資者に優先分配する仕組みの創設。

②再生系サービサーを活用した支援スキームの創設

- 中小企業活性化協議会との連携による、再生系サービサーを活用した支援スキームの創設。

③金融機関との連携によるREVIC等のファンドの活用促進

○経営者の個人破産回避に向けた取組の促進

- 再チャレンジのネックとなる個人保証について、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年中にとりまとめ。
- 融資先の廃業時等に「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務整理を行った割合を把握するなど、金融機関に対して、よりきめ細かいフォローアップを行う。

中小企業活性化協議会の機能強化

- 飲食業・宿泊業支援専門窓口の設置
- 信用保証協会・中小企業活性化協議会・地方経済産業局の間で連携協定を締結。民間無利子融資先を中心に、収益力改善等を連携して支援。
- 中小企業活性化協議会（416人体制で稼働中）について、サテライトでの相談対応（17協議会）を行うことで体制を強化。
- 地域金融機関職員を再生支援のノウハウ習得のため中小企業活性化協議会に派遣するトレーニー制度の拡充。

(参考) 中小企業の前向きな投資を後押しする支援策

- ポストコロナに向けた中小企業の前向きな投資を後押しするため、「**事業再構築補助金**」及び「**生産性革命推進事業**」等の政策措置を導入。
- **最低賃金・賃上げや原材料高などの外的環境の変化に即応して政策メニューを機動的に追加**するとともに、**グリーン成長・デジタル化などの成長への投資**に対しても力強く支援。

事業再構築補助金

予算総額
1兆8,608億円

令和2年度補正 : 1兆1,485億円
令和3年度補正 : 6,123億円
令和4年度予備費: 1,000億円

- **新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編**等の中小企業による**意欲的な投資**を支援。
- 第5回公募までで、累計**44,890件**を採択。製造業、宿泊・飲食サービス業、卸売・小売業で全体の5～6割を占める。

類型	通常枠	回復・再生 応援枠	最低 賃金枠	大規模 賃金 引上枠	緊急 対策枠	グリーン 成長枠
補助 上限	8,000万円	1,500万円	1,500万円	1億円	4,000万円	中小1億円 中堅1.5億円
補助 率(原 則)	2/3	3/4	3/4	2/3	3/4	1/2

最低賃金・賃上げ ↑
ウクライナ情勢 原油価格・物価高騰 ↑
グリーン化 ↑

生産性革命推進事業

予算総額
9,601億円

令和元年度補正: 3,600億円
令和2年度補正: 4,000億円
令和3年度補正: 2,001億円

- **生産性向上のための設備投資等**を支援。

【ものづくり補助金】

類型	通常枠	回復型賃上げ・雇用拡大枠	デジタル枠	グリーン枠
補助 上限	1,250万円	1,250万円	1,250万円	2,000万円
補助率 (原則)	1/2	2/3	2/3	2/3

【持続化補助金】

類型	通常枠	賃金引上げ枠	卒業枠、創業枠、 後継者支援枠	インボイス枠
補助 上限	50万円	200万円	200万円	100万円
補助率 (原則)	2/3	2/3	2/3	2/3

↑ デジタル化・グリーン化

【IT導入補助金】

類型	通常枠	デジタル化基盤導入枠	セキュリティ 対策推進枠
補助 上限	A類型: 150万円 B類型: 450万円	会計・ECソフト : 50万円 PC・タブレット: 10万円 レジ・発売機: 20万円	100万円
補助率 (原則)	2/3	3/4以内	1/2以内

↑ 最低賃金・賃上げ

↑ デジタル化

令和 4 年 9 月 9 日

各協会等 代表者 殿

内閣総理大臣	岸田	文雄
財務大臣兼金融担当大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	野村	哲郎
経済産業大臣	西村	康稔

「中小企業活性化パッケージ NEXT」を踏まえた事業者支援の徹底について

官民の金融機関等におかれては、累次にわたる要請等も踏まえ、事業者への資金繰り等の事業者支援と感染拡大防止の両立にご尽力いただいていますことに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る資金繰り等の事業者支援については、令和2年1月以降、2年超にわたり着実に取り組んできた一方で、収益力改善や事業再構築、新分野進出など、前向きな取組への資金需要が増加するなど、必要となる支援にも徐々に変化が見られます。

こうした中で、経済産業省・金融庁・財務省においては、DXなどの前向きな取組に対する資金需要に應えるとともに、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ、資金繰り等の事業者支援の継続・拡充を図るため、本年3月に策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」の取組を更に加速させた「中小企業活性化パッケージ NEXT」を本年9月8日に新たに策定・公表したところです。

つきましては、官民の金融機関等における事業者支援の徹底等の観点から、以下の事項について、改めて要請いたしますので、営業担当者をはじめ、貴機関、貴協会会員金融機関等の現場の第一線の職員等まで周知・徹底をお願いいたします。

記

1. 世界的な物価高騰への対応など様々な課題に直面する中、改めて、中小企業のみならず、大企業・中堅企業を含めた事業者の業況を積極的に把握し、資金繰り相談に丁寧に対応するなど、事業者のニーズに応じて、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を引き続き徹底すること。その際、申込期限が延長された日本政策金融公庫等によるセーフティネット貸付（物価高騰対策）等の積極的な活用に努めること。
2. 貸付条件の変更等の実行率は極めて高い水準で推移しているものの、事業者からの返済期間・据置期間延長の事前の相談において、すでに元金返済を開始している事業者も含め、申込みを断念さ

せるような対応を取らないことは勿論のこと、返済期間・据置期間の長期の延長等を積極的に提案するなど、既往債務の条件変更や借換等について、事業者の実情に応じた迅速かつ柔軟な対応を継続すること。その際、据置期間終了後の返済負担が重くなることをおそれて据置期間の延長を躊躇する事業者がいる場合には、返済期間の延長も併せて提案すること。

3. 民間金融機関が事業者の資金繰り支援に当たって条件変更や借換、新規融資を行う場合の債権の区分に関しては、貸出条件緩和債権の判定における実現可能性の高い抜本的な経営再建計画等の柔軟な取扱い¹を含め、引き続き金融機関の判断を尊重することとしていることを踏まえ、事業者に寄り添った資金繰り支援に努めること。
4. 実質無利子融資及び新型コロナウイルス感染症に関する事案に係る危機対応業務による融資を実施する金融機関においては、当該融資が本年9月末に申込期限を迎えることを踏まえ、顧客への周知や、駆け込みの申込みに対応可能な態勢整備に万全を期すこと。
5. 10月以降についても、ポストコロナに向けた設備投資に要する資金、運転資金など²について、貸し渋り・貸し剥がしを行わないことは勿論のこと、保証限度額が拡充された伴走支援型特別保証や、上限額が引き上げられた日本政策金融公庫等によるスーパー低利・無担保融資（新型コロナウイルス感染症特別貸付等）の積極的な活用³に努めるなどにより、官民金融機関等及びメイン・非メインが密に連携し、丁寧かつ親身に対応すること。
6. こうした資金繰り支援に加え、新型コロナウイルス感染症等の影響が長期化する中で借入れが増加した事業者を含め、ポストコロナにおける事業者の力強い回復を後押しするため、官民金融機関、信用保証協会、中小企業活性化協議会、株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）等の支援機関が密に連携し、「中小企業活性化パッケージNEXT」に掲げられた施策も活用の上、債務返済猶予や債務減免等の金融支援を伴う場合を含めた事業者の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援に努めること。
7. 信用保証協会を含む官民金融機関等は、収益力改善や事業再構築など前向きな取組に対する資金需要への対応や、事業再生支援のため、資本金の供給や債権買取等が可能な株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）の全国をカバーするファンド（復興支援ファンド等）や独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資するファンド（中小企業経営力強化支援ファンド、中小企業再生ファンド等）等の組成・活用について真摯に検討すること。さらに、政府系金融機関においては、資本金劣

¹ 詳細は、金融庁 HP “「新型コロナウイルス感染症の影響下における貸出条件緩和債権の判定に係る実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の取扱いについて」の公表について”

（<https://www.fsa.go.jp/news/r3/ginkou/20211008.html>）を参照。

² 例えば、DX 投資を通じた非接触型ビジネスモデルへの転換といった新分野進出などの前向きな取組に向けた投資に要する資金など。

後ローン等の利用先や融資相談があった先に対し、出資等を通じて事業者の資本を強化する中小企業経営力強化支援ファンド等についても紹介するとともに、民間金融機関においては、同ローンのほか、同ファンド等の活用についても積極的に検討すること。

第10節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画（以下「消費者基本計画」という。）を定めなければならない」とこととされていることを踏まえ、令和2年3月31日、令和2年度から6年度までの5年間を対象とする新たな消費者基本計画が閣議決定された（令和3年6月15日改定）。

消費者基本計画には、5年間で取り組むべき施策として、①消費者被害の防止、②消費者による公正かつ持続可能な社会への参画、③「新しい生活様式」の実践その他多様な課題への機動的・集中的な対応、④消費者教育の推進及び消費者への情報提供の実施、⑤消費者行政を推進するための体制整備が挙げられている。

II 工程表の作成等

消費者基本計画においては、「本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表」を策定することとされており、消費者基本計画と併せて消費者基本計画工程表（以下「工程表」という。）が策定された。（別紙1参照）

工程表では、消費者基本計画における各種施策について、どの府省庁等が、いつまでに、何を実施するのかを明らかにするため、年度ごとの具体的な取組を記載している。

また、施策の進捗状況を測定・把握・評価するため、KPI（重要業績評価指標）を設定している。

工程表に記載されている施策の進捗状況については、毎年度、消費者庁が金融庁を含む関係府省庁の協力を得て取りまとめ、消費者白書において公表している。

III 消費者基本計画における金融庁関連の施策

消費者基本計画及び工程表には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が盛り込まれている。

重点項目7 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進

重点項目13 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備

重点項目 7. 成年年齢引下げに伴う総合的な対応の推進

※Well-being 関連

消費者基本計画対象箇所	成年年齢引下げについて、国民各層へ、2022 年 4 月から施行される民法の改正内容の周知を行うこと、若年者向けの貸付けを実施する際に返済能力を確認するために事業者が行う自主的取組の充実を促すことなど、「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」の枠組みを基に対応を進める。
-------------	--

目標	・若年者が返済能力を超えた借入れを行い、過大な債務を負うような事態が生じないよう、貸金業者における日本貸金業協会が策定した自主ガイドラインの遵守状況や若年者への貸付状況についてモニタリングを行う。(金融庁) ・若年者への消費者教育の推進による消費者被害の防止・減少(消費者市民社会の実現)(消費者庁、文部科学省) ・電気通信分野における成年年齢引下げに伴う若年層の消費者トラブルの発生を防止する。(総務省) ・若年者の与信が過大にならないよう、成年年齢引下げ後の若年者に対する過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況のモニタリングを行う。(経済産業省)		
KPI (アウトプット指標)	1 消費者教育連携・協働推進全国協議会の参加者数【参加者数の増加】(文部科学省) 2 消費者庁 若者ナビ! のリーチ数【増加】(消費者庁)		
KPI (アウトカム指標)	初期 1 地域での若年者向け消費者教育関連事業(講座等)の実施割合【令和5年度に 15%以上】(消費者庁) 2 若年者の契約等消費生活(消費者被害)に関する知識の正答率【令和5年度に 38%以上】(消費者庁) 3 教育委員会において、	中期 1 被害の未然防止のための行動ができる若年者の割合【令和5年度に 53%以上】(消費者庁) 2 被害に遭った際に相談等行動できる若年者の割合【令和5年度に 78%以上】(消費者庁)	最終 1 消費者被害に遭った若年者の割合【令和5年度に 18%以下】(消費者庁)

	現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合【取組割合の増加】（文部科学省） 4 大学等における消費者関連（消費者問題に関する啓発・情報提供以外）の取組の割合【取組割合の増加】（文部科学省）		
取組	令和5年		
	a 「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針ー消費者教育の実践・定着プラン」に基づき、必要な施策を実施（消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁） b 貸金業者における日本貸金業協会が策定した自主ガイドラインの遵守状況や若年者への貸付状況についてモニタリングを継続（金融庁） c 令和4年に引き続き「インターネットトラブル事例集」において、成年年齢引下げに伴う注意事項や相談窓口に関する情報を記載（総務省） d 割賦販売法に基づく監督・検査により、成年年齢引下げ後の若年者に対する過剰与信防止義務及び加盟店調査措置義務等の遵守状況をモニタリング（経済産業省） e 若年者に対する消費者トラブル防止に関する普及啓発の実施（消費者庁）		
	令和6年		
	a 令和5年の取組 a～d を引き続き実施（金融庁、総務省、消費者庁、法務省、文部科学省、経済産業省）		
	令和7年以降		
	a 令和5年の取組 b、c を引き続き実施（金融庁、総務省）		

重点項目 13. 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進及び地域における消費者教育推進のための体制の整備

消費者基本計画対象箇所	消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）及び消費者教育の推進に関する基本的な方針（2013 年 6 月閣議決定）に基づき、消費者教育推進会議での議論を踏まえつつ、幼児期から高齢期までの各ライフステージに応じ、体系的に消費者教育を推進する。 小学校、中学校、高等学校における学校教育については、新たな学習指導要領において消費者教育に関する内容が充実されたことを踏まえ、引き続き、学習指導要領の周知・徹底を図る。
-------------	---

目標	消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進による消費者被害の防止・減少（消費者市民社会の実現）（消費者庁）		
KPI（アウトプット指標）	1 消費者教育連携・協働推進全国協議会の参加者数【令和 5 年度に 900 人以上】（文部科学省） 2 国民生活センターにおける消費者教育推進のための研修の実施状況【独立行政法人国民生活センター中期目標に準じる／毎年度】、国民生活センターにおける消費者教育推進のための研修受講者数（消費者庁） 3 消費者教育コーディネーター会議の参加者数【令和 5 年度に 100 人以上】（消費者庁） 4 事業者向け研修の実施状況・受講者数（消費者庁） 5 消費者教育ポータルサイトのアクセス件数、教材件数、取組件数、講師派遣団体数【アクセス件数 38 万件】（消費者庁）		
KPI（アウトカム指標）	初期 1 消費者教育推進計画の策定状況【令和 6 年度に指定都市及び中核市で 50%以上】（消費者庁） 2 消費者教育地域協議会の設置状況【令和 6	中期 1 被害の未然防止のための行動ができる消費者の割合【令和 5 年度に 48%以上】（消費者庁） 2 被害に遭った際に相談等行動できる消費	最終 1 消費者被害に遭った人の割合【令和 5 年度に 15%以下】（消費者庁）

	年度に指定都市及び中核市で 50%以上】(消費者庁) 3 消費者教育コーディネーター配置済の地方公共団体の数【令和6年度に 47 都道府県での配置】(消費者庁) 4 地域サポーター配置済の地方公共団体の数【令和6年度に配置都道府県数増加】(消費者庁) 5 教育委員会において、現在、重点的に行っている取組として「学校における消費者教育の充実」を挙げている割合【令和5年度に 50%以上】(文部科学省) 6 大学等における消費者関連(消費者問題に関する啓発・情報提供以外)の取組の割合【令和5年度に 65%以上】(文部科学省) 7 地域での消費者教育関連事業(講座等)の実施割合【目標：令和5年度に 40%以上の自治体での実施】(消費者庁) 8 契約等消費生活(消費者被害)に関する知識	者の割合【令和5年度に 70%以上】(消費者庁) 3 被害防止のために周囲に働き掛けできる消費者の割合【令和5年度に 27%以上】(消費者庁)	
--	---	---	--

	の正答率【目標：令和5年度に38%以上】(消費者庁)		
取組	令和5年		
	a消費者教育推進会議及び「消費者力」育成・強化WTの開催 (消費者庁)		
	b消費者教育の推進に関する基本的な方針に基づくライフステージに応じた体系的な消費者教育の推進 (消費者庁)		
	c消費者教育ポータルサイトでの情報提供・発信 (消費者庁)		
	d 消費者教育コーディネーターの配置・育成に向けた取組支援 (消費者庁)		
	e「成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針ー消費者教育の実践・定着プラン」に基づき、必要な施策を実施 (消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁)		
	f 国民生活センターにおいて、消費者教育推進のための研修を実施 (消費者庁)		
	令和6年		
	a 令和5年の取組を引き続き実施 (消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁)		
	令和7年以降		
	a 令和6年の取組を引き続き実施 (消費者庁、法務省、文部科学省、金融庁)		

第11節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」）を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した（2016年4月1日施行）。

令和6年4月1日からの改正障害者差別解消法（令和3年6月公布）の施行に向け、対応要領及び対応指針の改正作業を進めた。

II 対応要領、対応指針の改正に係る取組み及びアンケート調査等の実施

改正障害者差別解消法の施行に向けた対応要領、対応指針の改正に係る取組みとして、障がい者団体とのヒアリングを実施した。

銀行等に対するアンケート調査のほか、障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会を実施した。その結果も踏まえ、障がい者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促した。

保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障がい者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障がい者に対する利便性向上の取組みを促すとともに、保険会社向けの総合的な監督指針を改正した。

また、職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、ポータルサイトや庁内広報誌を通じて全職員に対し周知を図った。

第12節 高齢者等への対応に関する取組み

我が国においては、今後ますます高齢化が進展することが見込まれており、金融機関は、高齢者に対してはその認知能力の低下に応じて適切に対応することや、高齢者の財産管理やライフデザインに対する金融面でのサポート、金融サービスの円滑な提供を継続できるような対応が求められている。

このような背景の下、2022 事務年度には、以下の取組み等を行った。

- ・ 成年後見制度を利用者にとって安心かつ安全な制度とするため、後見制度支援預貯金及び後見制度支援信託等の導入状況に係る調査結果（注）の公表を通じて、各金融機関による導入を促した。
（注）2022 年3月末時点において、「全預金取扱金融機関の個人預貯金残高に占める後見制度支援預貯金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預貯金残高の割合」は引き続き増加し、約69%となった。
- ・ 預貯金者に不測の事態が生じた際における預貯金の払出しに係る対応について、顧客利便の向上を図りつつ、対応に伴う顧客及び関係者との間でのトラブルを未然に防止する観点から、対応の着眼点の整理について周知徹底されるよう促した。
- ・ 認知症に関する普及啓発として、オレンジリングドレスアップの取組みに参画するとともに、金融庁公式X（旧Twitter）において当該取組みについて周知・広報を行った。

第13節 預金取扱等金融機関の旧姓使用への対応に関する取組み

経済社会活動の様々な場面での旧姓の通称使用の拡大は、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進の一環として、政府全体が今後重点的に取り組む事項として定められている。

こうした中、預金取扱金融機関における口座開設等での旧姓の通称使用に関する対応状況や課題等を詳細に把握することを目的としたアンケート調査の結果を公表したほか、調査結果を踏まえ、預金取扱金融機関との意見交換会において、旧姓名義による口座開設等に関する取組みを促した。また、預金取扱金融機関における課題等の把握を通じ、取組みの促進に向けた対応の検討を行った。

第14節 サステナブルファイナンスに関する取り組み

I 国内動向

1. サステナブルファイナンス有識者会議

2020年12月に設置した「サステナブルファイナンス有識者会議」における議論を踏まえ、2021年6月、企業開示の充実、市場機能の発揮、金融機関の投融資先支援とリスク管理などに関する提言を取りまとめた報告書を公表した。

2022年7月には、こうした施策の進捗と新たな課題を整理・提言する第二次報告書を公表した。

2022事務年度は、施策の大きな柱は引き続き維持しつつ、特にこの1年間の環境変化や施策の動向・状況を取りまとめ、新たに生じた課題及び認識された論点等の評価し、課題の全体像や施策の方向性を改めて整理した「サステナブルファイナンス有識者会議第三次報告書ーサステナブルファイナンスの深化ー」を公表した。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令等の改正

「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」（2022年6月公表）を踏まえ、有価証券報告書等においてサステナビリティ情報の「記載欄」の新設等を行う内閣府令等の改正を行い（2023年1月公布・施行）、サステナビリティ情報の開示が求められることとなった。

3. 市場機能の発揮

2022年12月、ESG評価の透明性・客観性等を確保する観点から「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」を最終化し、2023年6月末時点におけるESG評価機関の本行動規範への賛同状況を同年7月に公表した。また、2022年5月に公表した「資産運用業高度化プロセスレポート2022」において取りまとめた「ESG投信を取り扱う資産運用会社への期待」等も踏まえ、ESG投信の範囲を定めるとともに、各資産運用会社における適切な態勢構築や開示の充実等を図るため、2023年3月に金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正した。

さらに、カーボン・クレジット取引の本格化に向け、2022年12月に「カーボン・クレジットの取扱いに関するQ&A」を公表し、金融機関等の業務範囲規制上の整理を行った。

4. 金融機関の投融資先支援と気候変動リスク管理

地方銀行（49行）から収集した貸出明細や地理データ等を活用し、地方銀行の気候関連リスクの特徴を把握する試行的な分析を実施し、2023年6月に公表した。

また、金融庁と金融機関の対話の着眼点を整理した 2022 年 7 月に公表の「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を踏まえ、脱炭素について金融機関と企業との間でエンゲージメントを促進していくため、2022 年 10 月に「脱炭素等に向けた金融機関等の取組みに関する検討会」を立ち上げた。2023 年 6 月には、同検討会での議論を、脱炭素に向けた金融等の取組みに関する提言（ガイド）として報告書を取りまとめ、公表した。

5. その他横断的な課題

国内外で関心の高まる社会・環境的效果と投資収益の実現を図るインパクト投資の基本的意義、推進に向けた課題等について議論するため、2022 年 10 月にサステナブルファイナンス有識者会議の下に「インパクト投資等に関する検討会」を設置し、2023 年 6 月に報告書を公表した。報告書では、インパクト投資の基本的考え方や要件を「基本的指針（案）」として取りまとめている。

また、サステナブルファイナンスの専門知見を有する人材の育成・充実が課題として指摘される中、2022 年 12 月に「人材育成スキルマップ」を公表した。また、同スキルマップの構成を基にしつつ、特に人材が不足する分野や育成方法の実態を把握するため、金融機関向けのアンケートを実施し、その結果を 2023 年 6 月に公表した。

II 国際動向

1. 国際的な議論への貢献

脱炭素社会の実現に向けて、企業や金融機関の着実な移行を支えるトランジション・ファイナンスに関する国際的な議論の発展に貢献した。IPSF¹では、トランジション・ファイナンスに関する作業部会の共同議長を務め、COP27 の期間中（2022 年 11 月）に報告書を公表した。また、2023 年 5 月には、日本が議長国を務める G7 財務大臣・中央銀行総裁会議および広島サミットの声明において、トランジション・ファイナンスの重要性を共有した。あわせて、G7 財務大臣・中央銀行総裁会議では、移行のフォワードルッキングな進捗評価を可能にすることや、ファイナンスド・エミッションの軌跡を説明することにより、公的・民間セクターが、トランジション・ファイナンスの促進に資する情報の入手可能性と信頼性を強化することを奨励している。

また、気候関連リスクの測定におけるシナリオ分析の重要性の高まりを受けて、国内施策に資するよう、2023 年 6 月に、「NGFS シナリオ第三版に関する調査」報告書を公表した。

さらに、生物多様性も含めた自然資本については、2022 年 12 月に開催された生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）における議論や、NGFS の自然関連リスクに係るタスクフォースでの議論への参加を通じて、考察を深めた。

¹ IPSF : International Platform on Sustainable Finance とは、サステナブルファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォームのこと。

F S Bや各基準設定主体においても、気候変動を中心とするサステナビリティに関するリスクへの対応に関する議論に貢献し、I O S C Oでは関連する作業部会の共同議長を務め、国際的な議論をリードした。

第 15 節 ウクライナ情勢への対応

I 概要

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略を受け、我が国は、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携し、ロシアの一部銀行に対する資産凍結などを含む金融分野での制裁やロシア関係者・団体に対する資産凍結、ロシア産原油及び石油製品に係るプライスカップ制度の実施等の対露制裁措置を講じるなど事態の改善に向けて取り組んだ。金融庁としても、金融機関に対し、国内外の制裁に係る法規制等に則った対応の着実な実施を求めるとともに、日本の金融システムに与える影響等をモニタリングするなどの対応を行った。

II 金融機関に対するモニタリング

ウクライナ情勢を受けて、本邦大手金融機関のロシア向けエクスポージャーの状況や顧客企業への影響等についてヒアリングを実施した。

また、資源価格の高騰や供給制約等の経済・社会情勢の変化が与信先企業に与える影響や、市場環境の変化が金融機関の財務の健全性や金融システムに与える影響についても、引き続き情報収集を行った。

III 金融機関の対応に関する要請

1. ウクライナ避難民の方々への金融サービス提供に係る要請

2022 年 9 月 5 日に各預金取扱金融機関に対し、来日したウクライナ避難民がより円滑に金融サービスを利用できるよう要請した。

IV 国際的な議論への貢献

2022 年 2 月のロシアによるウクライナ侵略以降、ウクライナ情勢が金融安定等に与える影響について、国際会議等の場で主に以下の議論が行われた。金融庁は、各会議等の一員として、当該議論に貢献した。

1. G 7

G 7 では、ロシアに対する制裁対応等が議論され、複数の声明が公表された。2022 年 7 月以降に公表された声明における主な関連記述の抜粋は、以下のとおり。

- ロシアのウクライナに対する侵略戦争に対する一致した対応に関する G 7 財務大臣声明（2022 年 9 月 2 日）
エルマウ・サミットにおいて、G 7 首脳はロシアが侵略戦争が

ら利益を得ることを阻止し、世界的なエネルギー市場の安定を支援し、負の経済的波及効果、特に低・中所得国へのものを最小化するという共通のコミットメントを再確認した。この合意を実行するため、本日、我々は、ロシア産の原油及び石油製品の世界的な海上輸送を可能にするサービスの包括的禁止を最終化し実施するとの共通の政治的な意図を確認する。そうしたサービスの提供は、当該石油及び石油製品が、この上限価格を遵守しかつ実施する国々から成る幅広い連合により決定される価格（「上限価格」）以下で購入される場合のみ許容されることとなる。

上限価格は、サービス提供者が上限価格以下で販売されるロシアの海上輸送の石油及び石油製品に関連するビジネスを継続することのみを許可することにより、ロシアの戦争が世界のエネルギー価格に及ぼす影響、特に低・中所得国に及ぼすものを抑制しつつ、ロシアの収入とロシアの侵略戦争の財源確保能力を減少させることに特化して設計されている。それゆえ、この措置は、強固な世界的枠組みを通じて一貫性を確保しつつ、既存の制裁、特にEUの第6次制裁パッケージに立脚し、その範囲を拡大するものであろう。我々は、一時的な輸入上限価格の導入の実現可能性を含め、エネルギー価格の上昇を抑制する方策を国際的なパートナーと共に探求するという欧州連合の決定を歓迎する。

我々の、多様な国々及び主要な利害関係者との広範かつ継続的な関与に沿い、我々は、全ての国が上限価格の設計についてインプットを提供し、この重要な措置を実施するよう求める。我々は、この取組の有効性を最大化するために広範な連合の設立を目指すとともに、ロシアの石油及び石油製品を依然として輸入しようとする全ての国に対し、上限価格以下の価格においてのみ輸入することにコミットすることを強く促す。我々は、ロシアの石油及び製品を自国の国内市場からフェーズアウトするという我々自身の措置を再確認し、上限価格措置が、世界的な石油価格の圧力を緩和し、そのような輸入を継続する国による上限価格以下でのロシア産石油への継続的アクセスを可能にすることにより、石油輸入国を世界的に支援することを目的としていることを強調する。（後略）

我々は、我々のパートナーとともに、それぞれの国内的及び法的手続を通じて、我々の法域内における本措置の最終化及び実施に早急に取り組むことにコミットする。（中略）我々は、EUの第6次制裁パッケージに含まれる関連措置のタイムラインと実施を一致させることを目指す。

最初の上限価格は各種の技術的なインプットに基づいた水準に設定され、各法域における実施に先立って連合全体によって決定される。上限価格は、明確かつ透明性のある方法で公に伝達さ

れる。上限価格の有効性と影響は注意深く監視され、価格水準は必要に応じ再検討される。

我々は、実際の上限価格の実施は、あらゆる関連する種類の契約をカバーする記録管理及び証明手続モデルに基づくことを想定する。我々は、法域を超えて一貫した実施を確保することを目指す。実施にあたっては、市場参加者の事務的な負担を最小化しつつ、上限価格体制を回避する可能性を制限することを目指すこととする。我々は、最終的な設計及び実施の観点から、透明性とコンプライアンスを強化し、想定される上限価格以下で貿易が続いていくことを可能とするべく、多様な国々及び利害関係者に引き続き関与する。我々は、この連合が、コンプライアンスを確保し、モニタリング及び監督を可能にするため、法域を超えた協力の枠組みを確立することを想定する。運用開始後、この連合は上限価格の有効性を確保するため、更なる行動を検討する可能性がある。上限価格措置は、適切な時期に、検証され、再検討される。

● ロシアのウクライナに対する侵略戦争の世界経済への影響とウクライナに対するG7の支援に関するG7財務大臣・中央銀行総裁声明（2022年10月12日）

我々はまた、最近のボラティリティを踏まえ、国際的な市場を注意深く監視し続け、金融安定理事会によるモニタリングと分析を歓迎する。（後略）

我々は、2022年9月2日のG7財務大臣声明を想起しつつ、ロシア産の原油及び石油製品の世界的な海上輸送を可能にするサービスの包括的禁止を最終化し実施するとの共通の政治的な意図を再確認する。そうしたサービスの提供は、当該石油及び石油製品が、上限価格以下で購入される場合のみ許容されることとなる。我々は、オーストラリアがこの上限価格を課す国々の連合に参加したことを歓迎する。我々は、当該連合が9月の立ち上げ以来、全ての主要な側面で顕著な進展をしてきたこと、EUの第6次制裁パッケージに含まれる関連措置のタイムラインと実施を一致させるべく取り組み続けていることを確認する。我々は、上限価格措置が、世界的な石油価格を安定させ、既にロシアの歳入に下方圧力を掛けていることにより、ロシアの侵略戦争によって悪化したエネルギー及び食料価格の高騰に苦しんでいる国々、とりわけ脆弱な低・中所得国にとって、特に有益となる可能性を有するであろうことを強調する。我々はそしてまた、全ての国の産業が、購入が上限価格かそれ以下であれば、その国の正式な連合への参加に関わらず、連合の海上サービスを利用し続けることができることを強調する。

● G 7 首脳声明 (2022 年 12 月 13 日)

我々は、ロシア産の原油及び石油製品を我々の国内市場からフェーズアウトさせる我々の意図を再確認する。2022 年 12 月 5 日の週に、我々のそれぞれの管轄下で海上輸送されるロシア産原油に対する上限価格が施行され、ロシアがウクライナに対する侵略戦争からロシアが利益を得ることを制限し、世界のエネルギー市場の安定化を支援し、及び特に低中所得国へのロシアの侵略戦争による負の経済的影響を限定するという我々のコミットメントを実現している。我々は、海上輸送されるロシア産の原油及び石油製品を輸入することを求める第三国が上限価格を活用することを奨励する。我々は、ロシア産の石油製品に対する上限価格を 2023 年 2 月 5 日に施行するという我々の決定を改めて表明する。

● ロシアのウクライナに対する侵略戦争とその世界経済への影響に関する G 7 財務大臣・中央銀行総裁声明 (2023 年 2 月 23 日)

我々は、ロシアの侵略戦争に対する我々の協調した経済的措置への共通のコミットメントを再び強調する。我々の制裁は、ロシアが不法な戦争を遂行する能力を顕著に低下させてきた。我々は引き続き、制裁の効果を注意深く監視し、必要に応じて更なる行動をとる。また、我々は、我々の制裁の遵守を確保し、制裁の回避あるいは迂回の試みを阻止するために、パートナーとともに引き続き緊密に連携して取り組む。この文脈で、我々は他の国々にも我々の対ロシア制裁に参加するよう呼び掛ける。

(前略) 昨年 12 月に実施されたロシア原産の海上輸送される原油への上限価格の導入に続き、今月、上限価格連合は更に、ロシア原産の石油製品に対し上限価格を課した。我々は、世界のエネルギー市場の安定を支援し、ロシアの侵略戦争による特に低・中所得国への負の経済的波及効果を抑えつつ、ロシアがウクライナに対する侵略戦争から利益を得ることを防止するという上限価格政策の目標に関して、既に進展しつつある。(中略) 我々は、石油及び石油製品の上限価格を執行し、その回避又は迂回の試みを阻止するために、パートナーと共に、引き続き緊密に連携して取り組む。

(前略) 我々は国際的な市場を注意深く監視し続け、金融安定理事会による進行中のモニタリング及び分析と、脆弱性に対処するための同理事会の作業を歓迎する。(後略)

● G 7 首脳声明 (2023 年 2 月 24 日)

我々は、違法な侵略を行うロシアの能力に更に対抗するために、G 7 及びパートナー国がこれまでに実施してきた前例のない協調された制裁及びその他の経済的措置を強化するという我々の

コミットメントを再確認する。我々は、今後数日から数週間のうちに、ロシアに対する新たな協調された経済的行動を講じることを通じて、共同戦線を張ることに引き続きコミットしている。具体的には、我々は、各々の法的権限及び手続並びに国際法と整合的な形で、以下の新たな措置を講じる。

(i) 我々は、我々の措置の遵守と実施を強化し、ロシアがG7の経済から得る利益を否定するために、実施調整メカニズムの設立を通じて回避や迂回を防止し対応することなどにより、既に講じた経済的措置を維持し、完全に実施し、拡大する。(中略)

(iii) 我々は、輸出禁止並びに海上輸送されるロシア産原油及び石油精製品の上限価格を含むこれまでに我々が講じてきた措置を基礎として、ロシアのエネルギー収入及び将来的な採掘能力を制限する適切な措置を講じることにより、ロシアの違法な侵略の資金を調達するための収入を引き続き減少させる。我々は、特に最も脆弱な国々及び影響を受ける国々へのエネルギー安全保障上の波及効果を緩和する方法で行動することにコミットする。(中略)

(v) 我々は、ロシアが違法な侵略を遂行する能力を更に損なうために、ロシアの金融部門に関連する追加的な措置を講じている。我々は、不可欠な取引のための金融チャネルを残すべく調整しつつ、我々の措置の迂回を防ぐために、追加的にロシアの金融機関を対象とする。

● G7財務大臣・中央銀行総裁会議声明(2023年4月12日)

我々は、ロシアによる不法かつ不当で、いわれのない戦争に対応して、ロシアに対する制裁及びその他の経済的措置を課するという強いコミットメントを再確認する。我々は、我々の制裁及びその他の経済的措置の回避や迂回を防止し、対応するため、共同で及び各国ごとに、様々なフォーラムにおいて精力的に取り組んでいる。また、我々は引き続き、我々の制裁の効果を監視し、必要に応じて更なる行動をとり、それらの執行を強化していく。

● G7財務大臣・中央銀行総裁会議声明(2023年5月13日)

我々は、ロシアの不法かつ不当で、いわれのない侵略戦争を遂行する能力をさらに低下させるために、制裁及びその他の経済的措置を課し、遵守を確保するという我々の揺るぎない決意を再確認する。我々は引き続き、我々の制裁措置を回避し、損なうようなあらゆる試みに対抗することにコミットする。2月24日の首脳声明に従い、我々の制裁及びその他の経済的措置の履行確保を強化する取組の一環として、我々は、実施調整メカニズム(ECM)を通じた迂回、回避の類型及びその他関連情報の共有を開始した。

将来に向けて、我々は、ロシアと他の国々との間のクロスボーダー取引の監視における連携を引き続き強化し、ロシアの金融セクターに対して必要に応じて更なる行動を取り、ロシアの原油及び石油製品への上限価格がその目的を実現していることを確保し、また必要かつ適切な所要の履行確保措置を取るために、その効果を注意深く監視する。我々は、他の国々にも我々のロシアに対する措置とその履行確保を強化する取組に参加するよう呼び掛ける。我々はまた、2月24日の首脳声明に沿った形で、我々の管轄権の下にあるロシアの国家が有する資産を引き続き動かさないようにしておくことを確保する。

● ウクライナに関するG7首脳声明（2023年5月19日）

（前略）2022年2月以降、我々は、制裁、輸入禁止及びその他の措置を実施し、ロシアのエネルギー資源への我々の依存度を低下させてきた。加えて、我々は、エルマウにおいて、ロシアの石油及び石油製品の上限価格措置の導入に合意した。この措置は機能している。ロシアの収入は減少している。世界の石油及びガス価格は顕著に下落し、世界各国に恩恵が及んでいる。

我々は、ロシアが違法な侵略を遂行する能力を更に損なうために、協調した制裁及びその他の経済的行動を講じることにおいて引き続き結束している。具体的には、我々は、それぞれの法的権限及び手続並びに国際法と整合的な形で、次の措置を講じている：（中略）

ii) 我々は、前線に物資を輸送する団体を対象とすることを含め、ロシアに対する我々の措置の回避や迂回を更に阻止する。我々は、我々の制限的措置の有効性を高めるために、「ロシアの支配層（エリート）、代理勢力、オリガルヒ」（REPO）タスクフォース及び実施調整メカニズムを通じて取組を続ける。（中略）

iv) 我々はまた、ロシアがウクライナでの戦争を進めるために、国際金融システムを利用することを更に制限するために取り組む。我々は、ロシアの戦争の資金調達を故意に支援する者に対して更なる措置を講じる用意がある。我々は、ロシアの銀行の第三国支店が制裁を回避するために使用されるのを阻止することを含め、ロシアが我々の金融措置を迂回するための手段を更に減じるための措置を講じている。我々は、不可欠な取引のための金融チャネルを残すべく調整しつつ、ロシアの金融部門に対する必要な行動を取り続ける。

v) 我々は、輸出禁止並びに海上輸送されるロシア産原油及び石油精製品の上限価格措置を含むこれまでに我々が講じてきた措置を基礎として、ロシアのエネルギー収入及び将来的な採掘能力を制限する適切な措置を講じることにより、ロシアの違法な侵略の

資金を調達するための収入を引き続き減少させる。我々は、ロシアのエネルギー及び物資への依存を劇的に低減してきた。我々は、ロシアが我々に対してエネルギーを武器にすることがもはやできないように、この道を歩み続けることを決意する。我々は、供給の多角化を追求する国を支援するため取り組むことを含め、ロシアからの民生用原子力及び関連製品への依存を更に低減する。我々はまた、ロシアの金属からの収入を減らすための取組を継続する。さらに、我々は、ロシアの石油及び石油製品の上限価格措置を堅持することに引き続きコミットしており、波及効果を回避して世界のエネルギー供給を維持しつつ、これらの上限価格の回避に対抗するための我々の取組を強化する。

（前略）REPOタスクフォースでなされたコミットメントに沿って、我々は、ロシアによる侵略に関連して制裁を受けている個人及び団体の資産を特定し、制限し、凍結し、差し押さえ、適切な場合には、没収又は剥奪するために、我々の国内の枠組みの中で利用可能な措置を引き続き講じる。我々は、我々の管轄下で動かせないようになっているロシアの国家が有する資産の保有状況について完全に把握するための取組を進めている。我々は、それぞれの法制度と整合的に、ロシア自身がウクライナにもたらした損害を支払うまで、我々の管轄下にあるロシアの国家が有する資産を、引き続き動かせないようにしておくことを再確認する。

2. 金融安定理事会（FSB）

FSBは、2022年4月、ウクライナ情勢が引き起こした金融市場における大きな価格変動についてG20財務大臣・中央銀行総裁へのレターを公表した。当該レターでは、ウクライナ情勢において表面化した注意を要する論点として、①商品市場とその他の金融システムとの関連性、②商品市場の変動が引き起こした商品デリバティブにおける多額のマージンコール、③金融システムにおけるレバレッジ、④サイバー攻撃、⑤新興国における外部からの資金調達に係る脆弱性、に言及している。これら現存する金融安定の課題に対して、FSBは、主に2つの方法で対応するとしている。一つは、グローバルな金融システムにおける重要なノードのレジリエンスに焦点をあてた、現在の市場動向や新たな脆弱性監視の強化、もう一つは、特定の潜在的な脆弱性、特に商品市場、証拠金取引、及びレバレッジに焦点をあてた詳細な分析と評価である。これらの分析・評価を踏まえ、FSBは、2023年2月、「商品市場における金融安定の側面」を公表、同月のG20財務大臣・中央銀行総裁会議に提出した。本報告書は、コロナ禍におけるサプライチェーン上の制約や2022年2月のロシアによるウクライナ侵攻によりもたらされた、商品市場及び商品関連デリバティブ

市場におけるボラティリティの上昇を踏まえ、同市場への更なるストレスが金融安定に与える影響や、商品市場とその脆弱性、ショックの波及経路及びショックに対して商品エコシステムがどのように適応してきたのかについて分析したものである。